

福島県地域防災計画

原子力災害対策編

(令和8年3月修正)

福島県防災会議

第1章	総則	- 1 -
第1節	目的	- 1 -
第2節	計画の性格	- 1 -
第1	福島県地域防災計画との関係	- 1 -
第2	市町村地域防災計画との関係	- 1 -
第3	国の役割	- 1 -
第4	原子力事業者の責務	- 1 -
第5	計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針	- 2 -
第6	計画の周知徹底	- 2 -
第7	計画の修正	- 2 -
第3節	原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え	- 2 -
第4節	本県の原子力発電所に係る原子力災害対策の前提	- 2 -
第1	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所	- 2 -
第2	東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所	- 2 -
第5節	緊急事態における判断基準	- 3 -
第1	緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)	- 3 -
第2	運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)	- 4 -
第6節	原子力災害対策重点区域	- 4 -
第1	原子力災害対策重点区域の設定	- 4 -
第2	原子力災害対策重点区域の範囲	- 4 -
第7節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置	- 4 -
第1	福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置	- 5 -
第2	福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置	- 5 -
第3	地域の実情に応じた防護措置	- 9 -
第4	重点区域外における防護措置	- 9 -
第8節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	- 9 -
第1	福島県 (教育庁、警察本部を除く。)	- 9 -
第2	福島県教育庁	- 9 -
第3	警察本部	- 10 -
第4	関係市町村	- 10 -
第5	県内市町村 (関係市町村を除く。)	- 10 -
第6	指定地方行政機関	- 10 -
第7	自衛隊	- 12 -
第8	関係市町村を管轄する消防本部	- 12 -
第9	県内各消防本部	- 12 -
第10	指定公共機関及び指定地方公共機関	- 13 -
第11	東京電力ホールディングス株式会社	- 14 -
第12	その他の公共的団体	- 14 -

第9節 広域的な活動体制.....	- 15 -
第10節 本県以外で発生した原子力災害への支援	- 15 -
第2章 原子力災害事前対策.....	- 16 -
第1節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等.....	- 16 -
第1 防災業務計画に関する協議.....	- 16 -
第2 事業者の届出の受理等.....	- 16 -
第2節 報告の徴収及び立入検査.....	- 16 -
第1 報告の徴収	- 16 -
第2 身分証明書の携帯	- 16 -
第3節 国との連携.....	- 16 -
第1 地域原子力防災協議会との連携.....	- 16 -
第2 原子力防災専門官との連携.....	- 16 -
第3 上席放射線防災専門官との連携.....	- 17 -
第4節 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備.....	- 17 -
第1 情報の収集・連絡体制の整備.....	- 17 -
第2 原子力災害対策上必要な資料の整備.....	- 17 -
第5節 情報の分析整理.....	- 18 -
第1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制.....	- 18 -
第2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進.....	- 18 -
第6節 通信手段の確保.....	- 18 -
第1 専用回線網の整備.....	- 18 -
第2 通信手段・経路の多様化	- 18 -
第7節 緊急事態応急体制の整備.....	- 19 -
第1 災害対策本部、現地災害対策本部体制等の整備〔危機管理部〕	- 19 -
第2 国が行う原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の立ち上げ準備への協力体制	- 19 -
第3 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制.....	- 19 -
第4 自衛隊派遣要請.....	- 19 -
第5 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請.....	- 20 -
第6 警察災害派遣隊の派遣要請.....	- 20 -
第7 原子力災害医療派遣チームの派遣要請.....	- 20 -
第8 広域的な応援協力体制等	- 20 -
第9 専門家の派遣要請	- 20 -
第10 長期化に備えた動員体制の整備.....	- 20 -
第11 防災関係機関相互の連携体制.....	- 20 -
第8節 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備	- 20 -
第1 施設等の維持管理	- 20 -
第2 非常用通信機器.....	- 21 -

第3 防災知識の普及.....	- 21 -
第9節 緊急時モニタリング体制の整備.....	- 21 -
第1 県の役割.....	- 21 -
第2 緊急時モニタリング計画の策定.....	- 21 -
第3 モニタリング設備・機器の整備・維持.....	- 21 -
第4 モニタリング要員の確保.....	- 21 -
第5 関係機関との協力体制の整備.....	- 22 -
第6 緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・維持.....	- 22 -
第10節 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備.....	- 22 -
第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備.....	- 22 -
第1 広報実施マニュアル等の整備.....	- 22 -
第2 情報伝達設備等の整備.....	- 22 -
第3 住民相談窓口の整備.....	- 22 -
第4 要配慮者等への広報体制の整備.....	- 22 -
第5 多様な広報媒体の活用.....	- 23 -
第12節 避難収容活動体制の整備.....	- 23 -
第1 県における広域避難計画の作成.....	- 23 -
第2 関係市町村における避難計画の作成.....	- 23 -
第3 要配慮者等の避難にかかる取組.....	- 25 -
第4 学校施設等における避難計画.....	- 25 -
第5 病院・社会福祉施設等における避難計画.....	- 25 -
第6 不特定多数の者が利用する施設における避難計画.....	- 26 -
第7 県有施設における避難計画.....	- 26 -
第8 避難受入市町村の体制整備.....	- 26 -
第9 避難に係る諸整備.....	- 26 -
第13節 飲食物の摂取制限及び出荷制限.....	- 27 -
第1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備.....	- 27 -
第2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保.....	- 27 -
第14節 緊急輸送活動体制の整備.....	- 27 -
第1 緊急輸送路の確保体制等の整備.....	- 27 -
第2 専門家の移送体制の整備.....	- 28 -
第15節 原子力災害医療体制の整備.....	- 28 -
第1 原子力災害医療体制の整備.....	- 28 -
第2 原子力災害医療行動計画の整備.....	- 28 -
第3 医療活動用資機材等の整備.....	- 28 -
第4 医療関係者等の参加・連携による体制の構築.....	- 28 -
第16節 消防活動体制等の整備.....	- 29 -
第1 救助・救急活動用資機材の整備.....	- 29 -
第2 消火活動用資機材等の整備.....	- 29 -

第17節	緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備.....	- 29 -
第1	資機材の整備.....	- 29 -
第2	情報交換.....	- 29 -
第18節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	- 29 -
第1	住民に対する知識の普及と啓発.....	- 29 -
第2	防災教育の充実.....	- 30 -
第3	要配慮者等への配慮.....	- 30 -
第4	災害教訓の伝承.....	- 30 -
第5	国際的な情報発信	- 30 -
第19節	緊急事態応急対策に従事する者に対する教育.....	- 30 -
第20節	原子力防災に関する訓練.....	- 30 -
第1	訓練の実施.....	- 30 -
第2	実践的な訓練の工夫と事後評価.....	- 31 -
第21節	原子力発電所上空の飛行規制.....	- 31 -
第1	国の規制措置.....	- 31 -
第2	事業者の措置.....	- 31 -
第22節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応.....	- 31 -
第23節	重点区域以外の区域に対する体制の整備	- 32 -
第24節	特定事象未満の事象に対する体制の整備	- 32 -
第25節	本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備.....	- 32 -
第1	県民の安全確保のための対応.....	- 32 -
第2	災害が発生した都道府県への応援.....	- 32 -
第3	災害が発生した都道府県からの避難者受入.....	- 32 -
第26節	計画に基づく行動マニュアル等の整備.....	- 33 -
第27節	原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表.....	- 33 -
第3章	緊急事態応急対策.....	- 34 -
第1節	事故状況の把握及び連絡.....	- 34 -
第1	情報収集事態が発生した場合（特別警戒配備体制）	- 34 -
第2	警戒事態が発生した場合（特別警戒本部体制）	- 34 -
第3	施設敷地緊急事態が発生した場合（災害対策本部体制）	- 35 -
第4	全面緊急事態が発生した場合（災害対策本部体制）	- 36 -
第5	県内市町村等に対する情報提供.....	- 38 -
第2節	一般回線が使用できない場合の対処.....	- 41 -

第3節	活動体制の確立	- 42 -
第1	県災害対策本部の設置及び組織.....	- 42 -
第2	災害対策本部事務局の組織及び各班の事務分掌.....	- 51 -
第3	原子力災害現地対策本部の設置及び組織.....	- 60 -
第4	職員の配備基準.....	- 63 -
第5	県災害対策地方本部及び東京支部の設置.....	- 63 -
第6	複合災害発生時の体制.....	- 63 -
第7	専門家等の派遣要請等.....	- 63 -
第8	応援要請及び職員の派遣要請等.....	- 63 -
第9	自衛隊の派遣要請.....	- 64 -
第10	市町村災害対策本部の設置.....	- 64 -
第11	原子力被災者生活支援チームとの連携.....	- 64 -
第4節	原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動	- 64 -
第1	原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力.....	- 64 -
第2	現地事故対策連絡会議への職員派遣.....	- 64 -
第3	原子力災害合同対策協議会への出席.....	- 65 -
第4	原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における機能班での活動.....	- 65 -
第5節	住民等に対する指示の伝達と広報	- 65 -
第1	周辺地域の住民等に対する指示の伝達と広報.....	- 65 -
第2	周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報.....	- 66 -
第3	第1及び第2以外の地域に対する指示の伝達と広報.....	- 66 -
第4	隣接県への通報.....	- 67 -
第5	問い合わせ窓口の設置.....	- 67 -
第6	住民等に対する広報及び指示伝達系統図.....	- 68 -
第6節	緊急時モニタリング	- 69 -
第1	緊急時モニタリング体制.....	- 69 -
第2	緊急時モニタリング活動.....	- 70 -
第3	測定結果等の共有.....	- 71 -
第4	緊急時モニタリング実施のための通信連絡.....	- 71 -
第5	県内各地における空間放射線量率等の測定.....	- 71 -
第7節	避難及び屋内退避	- 71 -
第1	速やかな住民避難のための準備.....	- 71 -
第2	避難及び屋内退避等の防護措置の実施.....	- 71 -
第3	避難及び屋内退避.....	- 73 -
第4	情報提供等.....	- 74 -
第5	広域避難に係る調整.....	- 74 -
第6	指定避難所の設置.....	- 74 -
第7	要配慮者への配慮等.....	- 75 -
第8	学校等施設における避難措置.....	- 77 -
第9	不特定多数の者が利用する施設における避難措置.....	- 77 -
第10	警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置.....	- 77 -
第11	飲食物、生活必需品等の供給.....	- 77 -

第8節	犯罪の予防等社会秩序の維持.....	- 78 -
第9節	飲食物の摂取制限及び出荷制限.....	- 78 -
第1	避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限.....	- 78 -
第2	防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限.....	- 78 -
第3	農林水産物の採取及び出荷制限.....	- 78 -
第4	飲料水及び飲食物の供給.....	- 78 -
第10節	原子力災害医療活動.....	- 78 -
第1	原子力災害医療活動の基本的体制.....	- 78 -
第2	県災害対策本部体制下における原子力災害医療体制.....	- 80 -
第3	原子力災害医療活動の実施.....	- 83 -
第4	安定ヨウ素剤の服用.....	- 85 -
第5	メンタルヘルス対策.....	- 85 -
第11節	救助・救急・消火活動.....	- 86 -
第1	資機材の確保.....	- 86 -
第2	応援要請.....	- 86 -
第3	緊急消防援助隊等への応援要請.....	- 86 -
第12節	緊急輸送活動.....	- 86 -
第1	緊急輸送の順位.....	- 86 -
第2	緊急輸送の範囲.....	- 86 -
第3	緊急輸送体制の確立.....	- 86 -
第4	緊急輸送のための交通確保.....	- 87 -
第13節	緊急事態応急対策に従事する者の安全確保.....	- 87 -
第1	緊急事態応急対策に従事する者の安全確保方針.....	- 87 -
第2	緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標.....	- 87 -
第3	防護措置.....	- 88 -
第4	緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理.....	- 88 -
第5	防護資機材の確保.....	- 88 -
第6	防災関係機関との情報交換.....	- 88 -
第14節	原子力被災者生活支援チームとの連携.....	- 88 -
第15節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策.....	- 89 -
第4章	原子力災害中長期対策.....	- 90 -
第1節	放射性物質による環境汚染への対処.....	- 90 -
第2節	緊急事態解除宣言後の対応.....	- 90 -
第1	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定.....	- 90 -
第2	各種制限措置の解除.....	- 90 -
第3節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表.....	- 90 -

第4節	心身の健康相談体制の整備	- 90 -
第5節	災害地域住民に係る記録等の作成.....	- 90 -
第1	災害地域住民の記録.....	- 90 -
第2	影響調査の実施.....	- 90 -
第3	災害対策措置状況の記録	- 90 -
第6節	適正な流通の促進.....	- 91 -
第1	風評被害等の影響の軽減	- 91 -
第2	物価の監視	- 91 -
第7節	被災者等の生活再建等の支援.....	- 91 -
第1	被災者等の生活再建への支援.....	- 91 -
第2	相談窓口の設置等	- 91 -
第3	生活再建の推進.....	- 91 -
第8節	被災中小企業等に対する支援.....	- 91 -
第9節	復旧・復興事業からの暴力団排除.....	- 91 -
第10節	災害対策本部の解散	- 91 -
参考資料	「原子力災害対策指針」抜粋.....	- 92 -

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって県民の安全を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 福島県地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めたものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものである。この計画に定めるもの以外の必要な対策については、「福島県地域防災計画（一般災害対策編及び地震・津波災害対策編）」に準拠するものとする。

第2 市町村地域防災計画との関係

市町村が地域防災計画を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本として、各市町村における具体的な計画を定めておくものとする。

この際、原子力災害対策重点区域の市町村は地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し、それ以外の市町村はその特性に応じ必要な事項を関連する項目に記述するものとする。

なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。

第3 国の役割

国は、原子力災害に際して、現地における原子力災害対策の拠点として緊急事態応急対策等拠点施設に指定した福島県原子力災害対策センター（以下「原子力災害対策センター（オフサイトセンター）」という。）において、現地事故対策連絡会議の開催等、原子力防災専門官を中心にした初期活動を行うとともに、原子力緊急事態に該当する場合には、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出して原子力災害対策本部を設置し、迅速な応急対策を決定し、県及び市町村に指示する体制を整備するとともに、現地においては、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に設けられる原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）に要員及び専門家を派遣して、県及び市町村が行う応急対策を支援するなど、原災法、防災基本計画に基づき必要な措置を講じることとされている。

第4 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原子力発電所の安全管理に最大限の努力を払い、原子炉施設等から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより、住民に影響が及ぶことのないよう原災法に定める対策を確実に実施し、安全を確保するものとする。

また、本計画に基づく県、市町村及び原子力災害関係機関が実施する原子力災害対策に関して全面的に協力するものとし、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害からの復旧に関し、誠意をもって必要な措置を十分に講ずるものとする。

さらに、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、市町村と共同して平常時から防災等関係情報をわかりやすくかつ定期的に提供する等、各種防災訓練の実施等を通じて有機的な連携体制の確立を図ることで、原子力防災体制の

整備に万全を期するものとする。

第5 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を基本とするものとする。

第6 計画の周知徹底

県は、この計画について、広く県民に周知を図るとともに、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第7 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の行政組織の見直し等により修正の必要がある場合にはこれを変更するものとする。

第3節 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくの影響をすぐに五感に感じることができず、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定めるものとする。

第4節 本県の原子力発電所に係る原子力災害対策の前提

第1 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）

原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定された。

このことを踏まえ、指針では、当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なることから、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（EAL:Emergency Action Level）についても別に定められた。

参照：参考資料 「原子力災害対策指針」抜粋（P.92参照）

このことから、本県においても福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、他の実用発電用原子炉施設とは別に実施するものとする。

第2 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二原子力発電所」という。）

当該施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされているが、廃止措置の作業が進められていることを踏まえ、作業の進捗に応じた見直しを継続的に行うものとする。

第5節 緊急事態における判断基準

原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。

第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。緊急事態区分と原災法の枠組み等との関係は表1のとおり。

（表1）緊急事態区分と原災法の枠組みの関係

区分	概要	原災法との関係
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態	
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態	原災法第10条
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態	原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)

緊急事態区分のどの段階に該当するか判断を原子力事業者が判断するための基準として、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）は表2のとおり。原子力事業者は、EALに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。

参照：参考資料「原子力災害対策指針」抜粋（P.92参照）

（表2）緊急事態区分とEALの枠組み

EAL分類	緊急事態区分	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
使用済燃料貯蔵槽		・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該貯水槽の水位を一定時間以上測定できない場合。	・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下した場合。	・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。
外的事象		・発電所所在町で震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・福島県において大津波警報が発表された場合。		
周辺監視区域放射線量率			・敷地境界付近において、5 μ Sv/h 以上（※1）の放射線量を検出した場合。	・敷地境界付近において、5 μ Sv/h 以上（※1）の放射線量を2地点以上または10分間以上継続して検出した場合。
その他事象		・オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

※1 福島第一原子力発電所の場合は、3カ月平均のバックグラウンド+5 μ Sv/h 以上

第2 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)

防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後の防護措置に係る判断基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で指針により設定された運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）に基づき防護措置を行うものとする。

第6節 原子力災害対策重点区域

第1 原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特徴、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特徴等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。

また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

第2 原子力災害対策重点区域の範囲

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難（計画的避難を含む。）及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲並びに福島第一原子力発電所が特定原子力施設として指定されていることを踏まえ、本県における原子力災害対策重点区域はいわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村（以下「関係市町村」という。）の全域とし、その区分は表3のとおりとする。

なお、福島第一原子力発電所におけるPAZについては、指針に基づき設定しない。

また、福島第二原子力発電所に係るPAZについては、原子力施設からおおむね半径5km、UPZについては原子力施設からおおむね半径30kmを目安として、関係市町村の意見を聴くとともに、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定する。

(表3) 重点区域の設定範囲

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策重点区域	予防的防護措置を準備する区域 (PAZ)	—	原子力施設からおおむね半径5kmを目安に設定
	緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村（各市町村全域）	

(PAZ : Precautionary Action Zone、UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone)

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、放射性物質の放出前の段階から、避難等の予防

的な防護措置を準備し、実施する。

また、UPZにおいては、確率的影響のリスクを低減するため、屋内退避等の防護措置を準備、実施する。

なお、事故の規模及び進展に応じて、UPZの一部の範囲においても避難等の予防的防護措置を実施することがある。

一方、原子力災害対策重点区域外の地域においては、防護措置の支援活動を行う。(以下、防護措置と防護措置の支援活動を合わせて防護措置等という。)

第1 福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置

発電所周辺では、未だ避難指示が継続しており、住民等の一時立入が行われている一方で、避難指示が解除された区域では住民等が帰還し生活を再開している。こうした現状を踏まえ、放射性物質が放出される前の初期対応段階における、EALに応じた予防的な防護措置は避難指示区域と避難指示区域でない区域に区分したうえで以下のとおり実施する。

1 避難指示区域に係る防護措置

警戒事態(自然災害によるものを除く。)が発生した場合、避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を準備するものとし、施設敷地緊急事態に至った場合、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を開始するものとする。

2 UPZに係る防護措置

施設敷地緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を準備するものとし、また、全面緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を実施するものとする。

なお、緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講じることを基本とするが、さらに事態が悪化したことにより原子力施設から放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準であるOILと照らし合わせ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。

(別表4-1) 福島第一原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等(P.7参照)

第2 福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置

福島第二原子力発電所施設に係るEALは、指針上、原子炉の現状から他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、具体的な避難及び一時移転の防護措置は、重点区域の以下の区分に応じて実施する。

1 PAZに係る防護措置

警戒事態(自然災害によるものを除く。)が発生した場合、施設敷地緊急事態要避難者(要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第17号に定める要配慮者をいう。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、又は妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、若しくは安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。)を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する。

また、施設敷地緊急事態に至った時点で、全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備するとともに施設敷地緊急事態要避難者に対して避難を即時に実施する。さらに、全面緊急事態に至った時点で、全ての住民等を対象として避難を即時に実施する。

なお、健康状態等により、避難よりも屋内退避が優先される場合には、遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

2 UPZに係る防護措置

施設敷地緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を準備するものとし、全面緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を実施するものとする。

なお、原子力施設の状態に応じて、段階的に避難を実施するとともに、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目処にOIL1(空間放射線量率 $500\mu\text{Sv/h}$)を超える地域を特定して避難を実施し、その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目処にOIL2(空間放射線量率 $20\mu\text{Sv/h}$)を超える地域を特定し一週間程度内に一時移転を実施する。

3 避難指示区域における防護措置

福島第二原子力発電所に係るEALは指針上、他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、福島第二原子力発電所の重点区域内に避難指示区域が設定されている現状にあることから、避難指示区域における防護措置については、福島第一原子力発電所と同様に実施するものとする。

(別表4-2) 福島第二原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等 (P. 8参照)

(別表4-1) 福島第一原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等

区域区分 緊急事態区分等		原子力災害対策重点区域		原子力災害対策重点区域以外の区域	
		避難指示区域	緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)	避難受入市町村	OIL1又はOIL2 を超えた区域
原子力施設の状況に 応じた判断 (EAL)	(AL) 警戒事態	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時 立入している住民等の 退去準備	—		—
	(SE) 施設敷地 緊急事態	一時立入している住民 等の退去開始	屋内退避を準備		—
	全面緊急事態 (GE)	—	○屋内退避を開始	○UPZ内住民の避難、一時移転、 避難退城時検査場所及び簡易除染 並びに甲状腺被ばく線量モニタリ ングの準備(避難・一時移転先、輸 送手段、当該検査及び簡易除染並び に甲状腺被ばく線量モニタリング の場所の確保等)への協力	—
空間放射線量率の 実測値に応じた判断	500 μ Sv/h 超 (OIL1)	—	数時間以内を目処に地域を特定し、避 難を実施	UPZ内住民等の避難及び一時移 転の受け入れ。	数時間以内を目処に地域を 特定し、避難を実施
	20 μ Sv/h超 (OIL2)	—	1日以内を目処に地域を特定し、一週 間程度内に一時移転を実施		1日以内を目処に地域を特 定し、一週間程度内に一時移 転を実施

(別表4-2) 福島第二原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等

区域区分 緊急事態区分等		原子力災害対策重点区域			原子力災害対策重点区域以外の区域	
		避難指示区域	予防的防護措置を準備する区域 (PAZ)	緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)	避難受入市町村	OIL1又はOIL2を超えた区域
原子力施設の状況に応じた判断 (EAL)	(AL) 警戒事態	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備	—	PAZ内要配慮者等の避難準備 (避難先確保等) への協力	—
	(SE) 施設敷地緊急事態	一時立入している住民等の退去開始	○施設敷地緊急事態要避難者の避難実施* ○住民等の避難準備 ○安定ヨウ素剤の服用準備 (配布等)	屋内退避を準備	○PAZ内要配慮者等の受け入れ ○PAZ内住民等 (要配慮者等以外) の避難準備 (避難先確保等) への協力	—
	(GE) 全面緊急事態	—	○住民等の避難実施 ○住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	○屋内退避を開始 ○安定ヨウ素剤の服用準備 (配布等) ○避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備 (避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等)	○PAZ内住民等の避難受け入れ ○UPZ内住民の避難、一時移転、避難退域時検査場所及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備 (避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等) への協力	—
実測値に応じた判断 空間放射線量率の	500 μSv/h 超 (OIL1)	—	—	数時間以内を目処に地域を特定し、避難を実施	UPZ内住民等の避難及び一時移転の受け入れ。	数時間以内を目処に地域を特定し、避難を実施
	20 μSv/h 超 (OIL2)	—	—	1日以内を目処に地域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施		1日以内を目処に地域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施

※施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにUPZ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要となる。

第3 地域の実情に応じた防護措置

避難指示区域における防護措置は、福島第一原子力発電所と福島第二原子力発電所で同様とするが、避難指示解除後における防護措置については、市町村の意向に配慮し実施する。

第4 重点区域外における防護措置

重点区域外における防護措置の具体的な範囲及び実施については、国の原子力災害対策本部が原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合に、施設や放射性物質の放出の状況を踏まえて必要に応じて判断する。県は重点区域以外の市町村に対しても、情報の提供、空間放射線量率の測定及び健康診断の実施等の対応を行うものとし、これらの市町村においては、住民等への情報提供等を行う。

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、福島県地域防災計画（一般災害対策編）第1章第5節第2を基本とし、原子力防災に係る主な機関の事務及び業務の大綱は次のとおりとする。

なお、各機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務又は業務の実施細目を作成しておくものとする。

第1 福島県（教育庁、警察本部を除く。）

事 務 又 は 業 務
1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。 6 緊急時モニタリングに関すること。 7 緊急時モニタリング体制の整備・維持に関すること。 8 市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。 9 原子力災害医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務を除く。） 10 飲食物の摂取制限等に関すること。 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 12 汚染物質の除去等に関すること。 13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。 14 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。 15 防災関係機関との連絡調整に関すること。

第2 福島県教育庁

事 務 又 は 業 務
1 県内の小・中学校、義務教育学校及び県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。 2 児童、生徒の安全の確保に関すること。 3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。 4 小・中学校、義務教育学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。

第3 警察本部

事 務 又 は 業 務
1 情報の収集及び関係機関への連絡並びに住民等への伝達に関すること。 2 避難の誘導及び屋内退避等の呼びかけに関すること。 3 交通の規制及び緊急輸送の支援に関すること。 4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持に関すること。

第4 関係市町村

機 関	事 務 又 は 業 務
いわき市 田村市 南相馬市 川俣町 広野町 楡葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯館村	1 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 2 通信連絡網の整備に関すること。 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。 6 県の緊急時モニタリング活動の協力に関すること。 7 住民の退避、避難及び立入制限に関すること。 8 原子力災害医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務に限る。） 9 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。 10 飲食物の摂取制限等に関すること。 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 12 各種制限措置等の解除に関すること。 13 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。

第5 県内市町村（関係市町村を除く。）

機 関	事 務 又 は 業 務
県内市町村	1 関係市町村からの避難者受け入れに関すること。 2 避難所の立ち上げ及び運営に関すること。

第6 指定地方行政機関

機 関	事 務 又 は 業 務
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 3 関係職員の派遣に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。
東北管区行政評価局 福島行政監視行政 相談センター	1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。 2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。 3 特別行政相談所の開設に関すること。

東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。
東北財務局 福島財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 2 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 3 災害発生時における国有財産の無償貸与等に関すること。
東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整。
福島労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関すること。 2 国有林野内の放射性物質の汚染対策に関すること。
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 3 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関すること。
関東東北産業保安監督部 東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。
東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山国道事務所 磐城国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 国道の通行確保に関すること。 2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
東北運輸局 福島運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東京航空局 福島空港出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全航行に関すること。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。
福島地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

福島海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶に対する広報に関すること。 2 海上における治安の維持に関すること。 3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 4 海上における救助・救急に関すること。 5 緊急輸送を行うための支援に関すること。
東北地方環境事務所	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災にかかる協力に関すること。
東北防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体への連絡

第7 自衛隊

機 関	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 東北方面総監部 海上自衛隊 航空自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急救護に関すること。 2 空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 4 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。

第8 関係市町村を管轄する消防本部

事 務 又 は 業 務
<ol style="list-style-type: none"> 1 広報車等による住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 救急、救助活動の実施に関すること。 4 防護対策地区の防火活動に関すること。

第9 県内各消防本部

事 務 又 は 業 務
県広域消防相互応援協定に基づく防災活動の実施に関すること。

第10 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関	事 務 又 は 業 務
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	1 原子力災害医療活動に関すること。 2 専門機関との連携強化に関すること。 3 専門家の派遣に関すること。 4 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 6 住民相談窓口の設置等に関すること。 7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	1 関係機関との連携強化に関すること。 2 専門家の派遣に関すること。 3 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 4 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 5 住民相談窓口の設置等に関すること。 6 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること
NTT 東日本(株)福島支店 NTTドコモビズ(株) (株)NTT ドコモ東北支社 KDDI(株) ソフトバンク(株)	1 通信の確保に関すること。 2 災害時優先電話に関すること。 3 仮設回線の設置に関すること。
東日本旅客鉄道(株) 東北本部福島支店	救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本赤十字社福島県支部	1 災害・被ばく医療調整チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島 (株)福島民報社 福島民友新聞(株)	1 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。 2 原子力防災に関する知識の普及に関すること。

日本通運株 福山通運株 佐川急運株 ヤマト運輸株 西濃運輸株 (公社)福島県バス協会 福島交通株 新常磐交通株 会津乗合自動車株 (公社)福島県トラック協会	緊急輸送に対する協力に関すること。
東日本高速道路株 いわき管理事務所	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 2 緊急輸送に対する協力に関すること。 3 高速道路の通行確保（緊急交通路指定時を含む。）に関すること。
(一社)福島県医師会 (公社)福島県診療放射線技師会	原子力災害医療活動に対する協力に関すること。

第11 東京電力ホールディングス株式会社

事 務 又 は 業 務
1 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。 2 原子力施設の防災管理に関すること。 3 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 4 関係機関に対する情報の提供に関すること。 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 6 緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること。 7 原子力災害医療活動に関すること。 8 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に関すること。

第12 その他の公共的団体

機 関	事 務 又 は 業 務
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 商工会議所、 商工会等商工業関係団体 燃料供給業者 (福島県石油業協同組合、 福島県石油商業組合)	1 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 2 農林水産物の出荷制限に関すること。 3 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設への燃料の優先的な供給

第9節 広域的な活動体制

原子力防災対策は、その特殊性及び対策の実施に当たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国が、県及び市町村に対して、技術的助言、専門家の派遣、要員・機器等の動員等、全面的に応援協力を行うことをはじめとして、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確立に努めるものとする。

第10節 本県以外で発生した原子力災害への支援

県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全を確保するとともに、災害が発生した都道府県への応援のため、必要な事務又は業務を行うものとする。

また、県及び市町村は本県への避難者受入について、あらかじめ定めたマニュアル等により対応するものとする。

第2章 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第1節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等

第1 防災業務計画に関する協議

県〔原子力安全総室〕は、原子力事業者が原災法第7条第2項に基づき作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画案について、本計画との整合を保つ観点から、事業者が計画案を修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。協議に当たっては、発電所所在町を除く関係市町村へその写しを送付し、関係市町村の意見を聴き、必要に応じて協議に反映させるものとする。

第2 事業者の届出の受理等

県〔原子力安全総室〕は、原災法に基づく次の事項について、事業者から届出があった場合は、その写しを速やかに関係市町村へ送付するものとする。

- 1 原子力防災要員の現況（原災法第8条第4項）
- 2 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任（原災法第9条第5項及び第6項）
- 3 放射線測定設備及び原子力防災活動資機材の現況（原災法第11条第3項及び第4項）

第2節 報告の徴収及び立入検査

第1 報告の徴収

県〔原子力安全総室〕は、必要に応じ原災法第31条、第32条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な事業所等への立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が、適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

第2 身分証明書の携帯

立入検査を実施する県の職員は、原災法第32条第2項に基づき、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第3節 国との連携

第1 地域原子力防災協議会との連携

国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとしており、同協議会において、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容についての検討及び具体化を通じて、県、関係市町村の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うこととしている。

第2 原子力防災専門官との連携

県〔原子力安全総室〕は、本計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の運用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護措置（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時対応等については、定期的な連絡会議の開催や訓練の実施等により、関係市町村、関係機関も含め、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

第3 上席放射線防災専門官との連携

県〔原子力安全総室〕は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練の実施、緊急時モニタリングセンターの準備、緊急時モニタリングの実施、他関係機関との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第4節 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害の予防と拡大防止に対し万全を期すため、国、市町村、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備し、充実を図るものとする。

1 原子力災害時緊急通報連絡体制表等の整備

県〔原子力安全総室〕は、関係機関において、連絡・指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備するものとする。なお、夜間・土日祝日においても対応できる体制となるよう考慮するものとする。

2 機動的な情報収集体制

県〔危機管理部〕及び警察本部は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び関係市町村と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

3 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県〔危機管理部〕は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

4 非常通信協議会との連携

県〔危機管理総室〕は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

5 移動通信系の活用体制

県〔危機管理部〕及び警察本部は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

第2 原子力災害対策上必要な資料の整備

県及び関係市町村は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、原子力安全総室を通じて原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に適切に備え付けるとともに、常に最新のものに更新するための仕組みを構築しておくものとする。

1 原子力発電所に関する資料

- (1)原子力事業者防災業務計画
- (2)原子力事業所の施設の配置図

2 社会環境に関する情報

- (1)周辺の地図〔原子力安全総室〕
- (2)重点区域の人口及び世帯数（要配慮者、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む。）〔原子力安全総室〕
- (3)周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機種等の情報を含む。）〔危機管理部、土木部〕及び警察本部
- (4)屋内退避施設、指定避難所に関する資料及び避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）〔原子力安全総室〕
- (5)周辺地域の公共施設、特殊施設（幼稚園、学校、病院、福祉施設等）に関する資料（位置に関する情報を含む。）〔原子力安全総室、文書管財総室、保健福祉部、県教育庁〕
- (6)原子力災害医療施設（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関）に関する資料（位置、対応能力、

搬送ルート及び手段等についての情報を含む。)〔健康衛生総室〕

(7)原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法〔原子力安全総室〕

3 防護措置の判断に関する資料

(1)周辺地域の気象・海象資料〔原子力安全総室〕

（過去3年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等）

(2)モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図及び環境試料採取候補地点図〔原子力安全総室〕

(3)平常時環境放射線モニタリング資料(事故前10年間及び過去3～10年間の統計値等)〔原子力安全総室〕

(4)周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料〔健康衛生総室〕

(5)農林水産物の生産及び出荷状況〔生産流通総室〕

4 防護資機材等に関する資料

(1)資機材の整備・配備状況〔原子力安全総室〕

(2)広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制〔原子力安全総室〕

(3)安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配備状況〔健康衛生総室〕

5 災害復旧に関する資料〔原子力安全総室〕

県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第5節 情報の分析整理

第1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県〔原子力安全総室、各関係部局〕は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

第2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県〔原子力安全総室〕は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその促進に努めるものとする。

第6節 通信手段の確保

県は、国、関係市町村及び原子力事業者と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等を整備し、その操作方法等について習熟に努めるものとする。

なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。

第1 専用回線網の整備

1 県と国、関係市町村との間の専用回線網の整備

県〔原子力安全総室〕は、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

2 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）との間の専用回線網の整備

県〔原子力安全総室〕は、国と連携し、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）と県及び関係市町村との間の通信連絡のための専用回線網等の整備・維持に努めるものとする。

第2 通信手段・経路の多様化

1 県総合情報通信ネットワーク（防災行政無線）の原子力防災への活用

県〔危機管理部〕は、県総合情報通信ネットワークの原子力防災への活用に努めるものとする。

2 機動性のある緊急通信手段の確保

県〔危機管理部〕は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

また、さらに非常用通信機器の整備及び防災関係機関への整備促進に努めるものとする。

3 多様な情報収集・伝達システムの整備

県〔危機管理部〕及び警察本部は、被災現場の災害情報を迅速に収集するため、情報連絡員用のスマートフォン、衛星携帯電話や衛星可搬局、ヘリコプターテレビシステムの構築等による画像情報の収集と活用に努めるものとする。

4 災害時優先電話等の活用

県〔危機管理総室〕及び警察本部は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、必要に応じて通信事業者に対して、移動基地局車両の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。

5 非常用電源等の確保

県〔危機管理部、文書管財総室〕及び警察本部は、関係市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

また、必要に応じて電気事業者に対して電源車の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。

6 保守点検の実施

県〔危機管理部、文書管財総室〕及び警察本部は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

県、関係市町村及び防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュアル等に定めておくものとする。

第1 災害対策本部、現地災害対策本部体制等の整備〔危機管理部〕

- 1 職員の参集配備体制（参集職員の名簿の整備）
- 2 組織図、所掌事務、職務権限の範囲
- 3 運営に必要な資機材の調達方法
- 4 現地災害対策本部への職員移動交通手段

第2 国が行う原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の立ち上げ準備への協力体制

県〔原子力安全総室〕は、国、関係市町村及び防災関係機関と協力して、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

第3 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制

県〔原子力安全総室〕は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において開催される現地事故対策連絡会議（施設敷地緊急事態）及び原子力災害合同対策協議会機能班（全面緊急事態）への職員の派遣体制について定めておくものとする。なお、その際、併せて派遣職員の職務権限の範囲及び移動交通手段等についても定めておくものとする。

第4 自衛隊派遣要請

県〔危機管理総室〕は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請先及び要請手順等を定めておくとともに、要請の区分及び受入の体制等についても関係部隊と事前に調整を行うものとする。

第5 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請

県〔危機管理総室〕は、消防の応援について消防相互応援体制の整備に努めるとともに、迅速に緊急消防援助隊の派遣要請を行うため、要請手順の整備に努めるものとする。

第6 警察災害派遣隊の派遣要請

警察本部は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受け入れ体制等の整備を図るものとする。

第7 原子力災害医療派遣チームの派遣要請

県〔健康衛生総室〕は、緊急時の医療体制の充実を図るため、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院または原子力災害医療協力機関に所属し、原子力災害が発生またはそのおそれがある被災都道府県において救急医療等を行うことができる専門的な研修、訓練を受けた原子力災害医療派遣チームの派遣要請手順及び受け入れ体制等の整備を図るものとする。

第8 広域的な応援協力体制等

県〔危機管理部〕は、緊急時に必要な人員、資機材及び避難先や避難退域時検査場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県、防災関係機関及び民間事業者からの応援要請について、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定等の締結を図り、要請先・要請手順・受入体制及び資機材等の集積輸送体制等について必要な体制を整備するものとする。なお、県内市町村間においても相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結等の促進を図るものとする。

また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整を行っておくものとし、要請先及び要請手順等を定めておくものとする。

第9 専門家の派遣要請

県〔原子力安全総室〕は、原災法第10条第2項に基づき、必要に応じ国に対して事態把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請する場合、同法施行令第5条の規定に基づき派遣要請を行うものとする。

第10 長期化に備えた動員体制の整備

県〔危機管理部、各関係部局〕は、国、関係市町村及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第11 防災関係機関相互の連携体制

県〔原子力安全総室〕は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

第8節 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備**第1 施設等の維持管理**

国、県〔原子力安全総室〕、関係市町村及び原子力事業者は、相互に連携し、それぞれの役割に応じて、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）及びその代替施設が、複合災害時や過酷事故においても確実に機能するよう施設、設備、資機材及び資料等について、適切に整備、維持及び管理を行うものとする。

なお、原子力事業者は、あらかじめ原子力事業者防災業務計画において原子力事業所災害対策支援拠点（後方支援拠点）を選定し、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）等との確実に連携を図るために必要な機能の整備を行うものとする。

第2 非常用通信機器

県〔原子力安全総室〕及び国は、相互に連携して、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。

第3 防災知識の普及

国、県〔原子力安全総室〕、関係市町村及び原子力事業者は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から、訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

第9節 緊急時モニタリング体制の整備

緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実施する。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）は、要請があった場合で対応可能な範囲で支援するものとする。

第1 県の役割

県は、国が定める緊急時モニタリングセンターとその指揮下のモニタリンググループで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、グループの役割等に協力するものとし、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果をOILに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。

そのために、県は、国、関係地方公共団体及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等の緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

第2 緊急時モニタリング計画の策定

県〔原子力安全総室〕は、指針や国の定めるマニュアル等に基づき、国、関係市町村及び原子力事業者の協力を得て、体制、資機材整備、実施方法などを緊急時モニタリング計画として策定するものとする。

第3 モニタリング設備・機器の整備・維持

県〔原子力安全総室〕は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト（可搬型を含む。）等のモニタリング設備・機器、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、平常時よりその操作の習熟に努めるものとする。

なお、空間放射線量率等を自動で連続測定するモニタリングポストの整備に当たっては、自然災害に頑健性を有するものとし、非常用電源対策の強化、データ通信手段の多重化に努めるものとする。

また、モニタリングの長期化等に備え、モニタリング用の消耗品や燃料等をあらかじめ適切に確保しておくものとする。

第4 モニタリング要員の確保

国は、緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、動員計画について定めるものとされている。県〔原子力安全総室〕は、これに協力し必要な要員をあらかじめ定めておくものとする。

なお、初期における迅速な活動体制を確保するため、関係市町村及び県機関は、モニタリング要員の派遣について協力するものとする。また、派遣される要員に対し、定期的な研修等を実施するものとする。

また、原子力災害の特殊性を踏まえ、過去に原子力行政に携わったことのある職員をモニタリング要員として活用できる体制を整備するものとする。

第5 関係機関との協力体制の整備

1 測定品質の向上

県〔原子力安全総室〕は、国、事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し、平常時より、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携を図るものとする。

2 関係機関の協力

関係市町村は、緊急時モニタリング活動に対し、要員の派遣、測定、試料採取などについて協力するものとする。なお、県は、関係市町村、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員の受入体制及び役割分担について、緊急時モニタリング計画に定めるものとする。

第6 緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・維持

県〔原子力安全総室〕は、国等と連携して、平常時からモニタリング情報共有システム、環境放射能監視テレメータシステム等の情報伝達のネットワークを整備・維持するものとする。

第10節 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備

県〔健康衛生総室〕は、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材（(NaI(Tl)サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 広報実施マニュアル等の整備

県〔原子力安全総室〕は、国及び関係市町村と連携し、警戒事象通報後から住民等に提供すべき情報の項目を災害対応のフェーズや場所等に応じて具体的に分かりやすく整理し、広報実施マニュアル等を作成するものとする。なお、住民等に対して必要な情報が確実に伝達されるよう、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとし、関係市町村に対し、広報マニュアル等の作成について支援するものとする。

また、県〔原子力安全総室〕は、重点区域以外の住民等に提供すべき情報についても、指示内容、頻度等を検討し、あらかじめ整理しておくものとする。

第2 情報伝達設備等の整備

県〔危機管理部、各関係部局〕は、地震や津波等との複合災害においても的確な情報を常に伝達できるよう、県有施設等への連絡体制及び県総合情報通信ネットワーク、広報車両等の整備を図るものとする。

また、関係市町村においては、防災行政無線戸別受信機が整備されていない事業所等に対する情報伝達手段を確保するものとする。

第3 住民相談窓口の整備

県〔知事公室〕は、国、市町村、事業者と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

第4 要配慮者等への広報体制の整備

県〔危機管理部、総務部、企画調整部、保健福祉部、商工労働部、県教育庁〕及び警察本部は、国、市町村及び事業者と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制及び設備等の整備に努めるものとする。

第5 多様な広報媒体の活用

県〔危機管理部、知事公室、情報統計総室〕は、テレビ、ラジオ等による報道を住民への情報伝達に活用するため、報道関係機関と協力し、緊急時に住民に伝えるべき留意事項等をあらかじめ整理しておくものとする。また、データ放送、有線放送、携帯電話への緊急速報メール、インターネットホームページ及びX（旧ツイッター）などのインターネット上の情報共有ツール等を含めた多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第12節 避難収容活動体制の整備

県は、原子力災害による避難は市町村域を超えた広域的なものであることや、長期に渡るという特殊性を十分に理解し、市町村及び学校、社会福祉施設、病院等と協力し、主体的に県民等に対する避難収容活動体制の整備・充実に努めるものとする。

第1 県における広域避難計画の作成

県〔原子力安全総室〕は、関係市町村の他の市町村（県外市町村を含む。）への避難について調整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成するものとする。

- 1 指定避難所の名称、場所、収容可能人数
- 2 避難要請を行う関係市町村の措置
- 3 県の措置
- 4 避難要請を受けた市町村の措置
- 5 避難者の輸送体制
- 6 市町村を越える広域的な避難経路等
- 7 避難中継所の役割
- 8 あらかじめ定めた避難所が使用できない場合の調整
- 9 その他広域避難に必要な事項

第2 関係市町村における避難計画の作成

関係市町村は、原災法第15条に基づく全面緊急事態において、住民避難（コンクリート建物への屋内退避を含む。）、屋内退避等の指示又は独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定するものとする。

避難計画の策定に当たって、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を有する関係市町村は、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとし、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）を有する関係市町村は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難の先行避難が円滑に実施できるよう配慮した避難計画を策定するものとする。

なお、避難所は避難先からの更なる避難を避けるため、重点区域外の市町村に確保するものとする。

県〔原子力安全総室〕は、国、関係機関及び原子力事業所の協力の下、広域避難計画の策定等を通じて関係市町村における避難計画の作成について、支援するものとする。

- 1 避難等に関する指標
屋内退避及び避難等に関する指標については、国及び原子力事業者が定めるところによるものとする。
- 2 避難等の指示の伝達方法
住民等への指示の伝達については、関係市町村において定める広報実施マニュアル等によるほか、次に掲げる事項について考慮するものとする。
 - (1) 住民、一般事業所等については、防災行政無線、ファクシミリ、広報車等による他、要配慮者に対する戸別訪問等の方法について定めるものとする。
 - (2) 観光施設等においては、施設管理者への連絡方法、利用者への伝達方法等について確認しておくものとする。
- 3 一時集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
一時集合場所等の設置については、次に掲げる項目について検討するものとする。

- (1) 住民等の一時集合場所については、行政区等を考慮し地区公民館、集会所等を指定するものとし、施設毎に行政区の長等を責任者として指定するものとする。
- (2) 一般事業所等については、一時集合場所への移動の有無について検討しておくものとする。
- 4 指定避難所及びコンクリート建物の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
避難のための施設及びコンクリート建物については、次に掲げる項目を考慮するものとする。
 - (1) 指定避難所の選定
関係市町村は、県が定める広域避難計画に基づきあらかじめ避難所を定めるものとする。
 - (2) コンクリート建物の把握
関係市町村は、コンクリート建物への屋内退避に適する施設についてあらかじめ把握しておくものとする。
- 5 避難中継所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
関係市町村は、避難中継所に適した施設についてあらかじめ避難先市町村等と調整するものとする。
- 6 一時集合場所及び指定避難所への経路及び移動方法
関係市町村は、県が定める広域避難計画を考慮してあらかじめ避難経路を定めておくものとする。
- 7 避難状況の確認体制
避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制について整備しておくものとする。
- 8 住民輸送に関する事項
関係市町村は、住民等の避難誘導・移送のために次に掲げる事項について整備等に努めるものとする。
 - (1) 輸送車両の数
 - (2) 輸送の経路
 - (3) その他避難に必要な資機材等
- 9 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
負傷者に対する応急救護については、県保健医療福祉調整本部及び県保健医療福祉調整地方本部の救護チーム等によるものとするが、救護チームの配置については、関係市町村が県〔危機管理部、健康衛生総室〕と調整して定めるものとする。
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 生活必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
 - (6) 家庭動物との同行避難のためのケージ等の支援
- 10 指定避難所の管理に関する事項
指定避難所の管理・運営責任者については、原則として関係市町村職員を指定するものとする。
 - (1) 避難所の管理・運営責任者及び運営方法
 - (2) 避難受入中の秩序保持
 - (3) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (5) 避難者に対する各種相談業務
- 11 要配慮者に対する救援措置に関する事項
関係市町村は、要配慮者を適切に誘導するため、周辺住民、自主防災組織及び地域団体等の協力を得て、次に掲げる事項について避難誘導、移送体制を整備するものとする。
なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。
 - (1) 情報の伝達方法
 - (2) 避難及び避難誘導
 - (3) 避難所における配慮等
 - (4) 社会福祉施設事業者の活用等
- 12 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
関係市町村は、災害時における避難の万全を期すため、次に掲げる方法により、住民に地域内の一時集合

場所、指定避難所、避難経路及び避難指示方法について、防災の日等に年1回以上は、広報を行うなど周知徹底を図る。

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- (2) 標識、誘導標識等の設置
- (3) 住民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布

第3 要配慮者等の避難にかかる取組

1 県〔危機管理部〕は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

- (1) 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
- (2) 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係市町村及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。
- (3) 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。
- (4) 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援するものとする。
- (5) 関係市町村に対し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を整備することを助言するものとする。

2 関係市町村は、県地域防災計画一般災害対策編第2章第16節第4の個別避難計画の策定に基づき、原子力災害に係る個別避難計画を策定するよう努めるものとする。

なお、原子力災害と一般災害、それぞれの計画の作成が求められるが、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項を記載等するなどして共有化することも考慮されるものとする。

第4 学校施設等における避難計画

学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、認定こども園及び保育所等）の施設管理者は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難計画を作成するものとし、県〔文書管財総室、子ども未来局、県教育庁〕は計画の作成に必要な支援を行うものとする。

- 1 避難実施責任者
- 2 避難の順位
- 3 避難誘導責任者及び補助者
- 4 避難誘導の要領及び措置
- 5 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- 6 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- 7 避難者の確認方法
- 8 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- 9 通学時に災害が発生した場合の避難方法

第5 病院・社会福祉施設等における避難計画

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者及び入所者を適切な避難先に避難させるため、地域の特性や対象者の活動能力等について十分配慮した上で、県が作成した「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」を参考として、次の事項に留意して避難計画を作成するものとし、県〔保健福祉部、病院局〕は計画の作成に必要な支援を行うものとする。

- 1 避難実施責任者
- 2 避難の順位
- 3 避難誘導責任者及び補助者

- 4 避難の指示伝達方法
- 5 患者等の避難に必要な資機材の確保（特殊車両等の確保）
- 6 避難時における搬送や医療維持の方法等
- 7 避難者の把握方法
- 8 入院患者及び入所者の家族等への連絡方法
- 9 被災時における施設内の衛生の確保
- 10 外来者の避難誘導及び周知の方法

第6 不特定多数の者が利用する施設における避難計画

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県〔危機管理部〕、所在市町村と連携し、避難誘導に係る計画を作成するものとする。なお、この際、必要に応じ多数の避難者の集中や混乱に配慮したうえで、避難場所、避難経路、避難時期、避難誘導及び指示伝達等の方法について定めるものとする。

第7 県有施設における避難計画

県〔各関係部局〕は、関係市町村と協力し県有施設利用者の避難誘導體制を整備するものとする。

第8 避難受入市町村の体制整備

関係市町村の避難受入先となる市町村は、避難者の受入に係る対応について、避難元市町村と協議のうえそれぞれ市町村地域防災計画の中に定めておくものとする。

第9 避難に係る諸整備

- 1 指定避難所における設備等の整備〔危機管理部〕

県は、関係市町村は、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、放射線測定器及び避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器や公衆無線LAN環境の整備を図るものとする。
- 2 物資の備蓄に係る整備〔危機管理総室〕
 - (1) 市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を保有し、快適なトイレ環境の確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもに配慮するものとする。
 - (2) 県〔危機管理総室〕は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し、不足が懸念される物資や、市町村の区域を超えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。
- 3 救助に関する施設等の整備〔危機管理部〕

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。
- 4 被災者支援の仕組みの整備
県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努め

るものとする。

5 応急仮設住宅等の整備〔危機管理総室、建築総室〕

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

第13節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

第1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

県〔健康衛生総室〕は、国及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

第2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

県〔原子力安全総室〕は、関係市町村に対し、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第14節 緊急輸送活動体制の整備

第1 緊急輸送路の確保体制等の整備

1 県〔危機管理総室、道路総室〕は、緊急輸送路の多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。

また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

2 警察本部は、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、警察本部は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

3 警察本部は、警察庁と協力し、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、運転者等に対し周知を図るものとする。

4 警察本部は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 県〔危機管理総室〕及び警察本部は、国及び関係市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

6 県〔危機管理総室〕は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。

7 県〔危機管理総室〕は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

8 県〔危機管理総室〕は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

9 県〔危機管理総室〕は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための確認申出制度が適用され、発災前後を問わず、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも確認申出を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

10 県〔原子力安全総室〕は、緊急輸送活動を行う指定地方公共機関等に対し、事故や放射線に関する情報提供、防護資機材の貸与を行い、円滑な輸送を図るものとする。

第2 専門家の移送体制の整備

県〔原子力安全総室、健康衛生総室〕は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

第15節 原子力災害医療体制の整備

第1 原子力災害医療体制の整備

県〔健康衛生総室〕は、国と協力し、原子力災害医療を実施する原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関（以下、「原子力災害拠点病院等」という。）の整備を図るなど、原子力災害医療体制を整備・維持するものとする。

原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療派遣チームの設置など原子力災害医療を実施するための組織体制の整備を図るものとする。

原子力緊急事態を含めた異常事態の発生時における原子力災害医療については、原子力災害の特殊性を考慮しつつ、救急医療や災害医療との整合性を図り、これらに組み込まれて機能することで実効性を向上させる必要がある。

このことから、県〔健康衛生総室〕は、一般の救急医療、災害医療体制の充実を図るとともに、医療関係者、防災関係機関、事業者等が連携した原子力災害医療ネットワークを構築し、国と協力し、原子力災害医療派遣体制及び受入体制の整備・維持を行う。

また、県は国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する原子力災害拠点病院等における広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。

なお、公立大学法人福島県立医科大学は、国から原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行う高度被ばく医療支援センター及び平時から原子力災害拠点病院に対する支援等を行う原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けている。

第2 原子力災害医療行動計画の整備

県〔健康衛生総室〕は、原子力災害医療活動の組織、役割、関係機関との協力体制、派遣要員の確保、連絡手段、活動内容及び技術的事項、安定ヨウ素剤の配布及び服用の方法等について、原子力災害医療行動計画に定めておくものとする。

第3 医療活動用資機材等の整備

県〔健康衛生総室〕は、国の協力の下、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等を整備するものとする。

なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布服用を行うための平常時の配備や、緊急時の配布の手順や体制を整備しておくものとする。

また、県〔健康衛生総室〕は、原子力災害医療についての資料を収集、整理しておくものとする。

原子力災害拠点病院等、消防機関及び事業者は、それぞれの役割に応じて、原子力災害医療体制の整備を図るものとし、県〔原子力安全総室、健康衛生総室〕は、必要に応じ、助言、資機材の貸与等を行うものとする。

第4 医療関係者等の参加・連携による体制の構築

県〔健康衛生総室〕は、実効的な医療分野における原子力災害対策が行われるよう原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者と密接な連携を図り、原子力災害医療体制の下で原子力災害医療に携わる者に対する基礎的な研修や実践的な研修・訓練を実施するものとする。

また、原子力災害拠点病院等は、国や県の支援の下、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備を行うとともに、医療従事者への教育や研修を行うなど組織体制の整備を図るものとする。

第16節 消防活動体制等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

県〔危機管理部〕は、国の協力の下、関係市町村等と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市町村に対し、救助工作車、救急自動車、バス、広報車等の整備に努めるよう助言するものとする。

第2 消火活動用資機材等の整備

県〔危機管理部〕は、平常時から関係市町村、事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺施設における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助言するものとする。

第17節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備

第1 資機材の整備

県〔原子力安全総室、健康衛生総室〕及び警察本部は、国、関係市町村、指定公共機関、指定地方公共機関と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材を整備するものとする。

第2 情報交換

県〔原子力安全総室〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第18節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

第1 住民に対する知識の普及と啓発

県〔原子力安全総室〕は、国、関係市町村及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平常時から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。また、重点区域以外の住民に対しても、平常時からわかりやすい知識の普及に努めるものとする。

さらに、県は、関係市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行うものとする。

特に、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を平常時から提供しておくものとする。

- 1 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- 2 原子力発電所の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。
- 6 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- 7 要配慮者の支援に関すること
- 8 避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、甲状腺被ばく線量モニタリング、避難手段等）
- 9 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 10 指定避難所での運営管理、行動等に関すること。

- 11 安定ヨウ素剤の服用に関するこ。
- 12 その他必要と認める事項

第2 防災教育の充実

県〔原子力安全総室〕は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第3 要配慮者等への配慮

県〔原子力安全総室〕が、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第4 災害教訓の伝承

県〔原子力安全総室〕は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第5 国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県〔原子力安全総室、生活環境総室〕は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場やホームページ等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第19節 緊急事態応急対策に従事する者に対する教育

県〔原子力安全総室〕及び関係市町村は、緊急事態応急対策の円滑な実施を図るため、緊急事態応急対策に従事する者に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国等と連携して次に掲げる教育を実施するものとする。

また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実に努めるものとする。

- 第1 原子力防災体制及び組織に関すること。
- 第2 原子力施設の概要に関すること。
- 第3 原子力災害とその特性に関すること。
- 第4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 第5 モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報の活用に関すること。
- 第6 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- 第7 緊急時に県や国等が講じる対策の内容。
- 第8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 第9 原子力災害医療活動（応急手当を含む。）に関すること。
- 第10 その他緊急時対応に関すること。

第20節 原子力防災に関する訓練

第1 訓練の実施

県〔原子力安全総室〕、関係市町村及び防災関係機関は、国、事業者等の協力の下、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、次に掲げる訓練を定期的実施するものとする。

- 1 緊急時通信連絡訓練
- 2 災害対策本部等の設置運営訓練
- 3 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）への参集、運営訓練
- 4 緊急時モニタリング訓練
- 5 原子力災害医療活動訓練

- 6 広報訓練
- 7 住民避難訓練
- 8 交通規制、立入制限訓練
- 9 1～8の要素を組み合わせた訓練
- 10 原災法第13条に基づく総合的な防災訓練

第2 実践的な訓練の工夫と事後評価

県〔原子力安全総室〕は、訓練を実施するにあたり、国、原子力事業者等関係機関との連携のうえ作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練参加者に事前に訓練目的を周知するものとする。

さらに訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

県は、訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と福島地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これを共有するものとする。

また、訓練に参加した各機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

第2 1節 原子力発電所上空の飛行規制

第1 国の規制措置

国は、航空機による原子力施設に対する災害を防止するため、原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制等の措置を行う。

第2 事業者の措置

事業者は、原子力施設であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努めるものとする。

第2 2節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

第1 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

第2 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

第3 事故の通報を受けた福島海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安部職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

第4 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第23節 重点区域以外の区域に対する体制の整備

県は、重点区域以外の区域の住民の安全確保のため、重点区域以外の区域に対しても、以下の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておくものとする。

- 第1 原子力災害に関する情報収集と県内市町村への情報提供〔原子力安全総室、警察本部〕
- 第2 事故影響の有無を確認のための緊急時モニタリングの実施〔原子力安全総室〕
- 第3 県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕
- 第4 その他必要な事項

第24節 特定事象未満の事象に対する体制の整備

県〔原子力安全総室、健康衛生総室〕及び警察本部は、原災法第10条に定める特定事象未満（毎時5マイクロシーベルト未満）の放射能（放射線）放出事象について、警戒するために必要な体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備しておくものとする。

- 第1 平常時における環境放射線モニタリング結果の収集、測定結果の通報体制
- 第2 関係課における連絡体制
- 第3 国との連絡体制
- 第4 原子力事業者との連絡体制
- 第5 関係市町村、関係機関との連絡体制
- 第6 県が実施すべき対応の整理
- 第7 広報すべき内容の整理
- 第8 県民等に対する健康相談等の実施
- 第9 農林水産物等の風評被害対策〔農林水産部〕
- 第10 その他必要な事項

第25節 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備

第1 県民の安全確保のための対応

県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全確保を図るため、以下の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておくものとする。

- 1 原子力災害に関する情報収集と県内市町村、関係機関への情報提供〔原子力安全総室、警察本部〕
- 2 本県への影響の有無を確認のための県境付近等における環境放射線モニタリングの実施〔原子力安全総室〕
- 3 事故現場付近を通過した県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕
- 4 その他必要な事項

第2 災害が発生した都道府県への応援

原子力災害が発生した都道府県に対する人員、資機材等の応援等については、関係都道府県との応援協定等に基づき実施するものとする。

なお、県〔危機管理部、健康衛生総室〕は、本県及び他都道府県で発生した原子力災害に対し、防護措置活動、緊急時モニタリング活動及び原子力災害医療活動等に必要な要員及び資機材等の派遣等について、関係都道府県との相互応援協定に基づき実施するものとする。

第3 災害が発生した都道府県からの避難者受入

県〔原子力安全総室〕は、県内市町村と連携し他道府県からの避難者の受入の体制について整備しておくものとする。

第26節 計画に基づく行動マニュアル等の整備

県〔原子力安全総室〕、関係市町村及び関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、連絡、指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、手順、連絡先等の行動についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備するものとする。

また、訓練等の実施により明らかになった課題について、現況に即した修正を随時行うため、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを行うものとする。

第27節 原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表

県〔原子力安全総室〕は、原子力災害事前対策の整備状況について、関係機関の協力を得て取りまとめ、定期的に原子力防災部会委員に報告するとともに、公表するものとする。

第3章 緊急事態応急対策

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 事故状況の把握及び連絡

第1 情報収集事態が発生した場合（特別警戒配備体制）

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は、情報収集事態（発電所所在町において震度5弱又は5強の地震が発生した場合、又は原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された場合）が発生した際には、次により連絡を行うものとする。

※別図1 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）
（P. 38参照）

1 国が行う連絡

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町村に対して情報提供を行うものとする。

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡をするものとする。

2 県が行う連絡

県〔原子力安全総室〕は、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制を確立するものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

第2 警戒事態が発生した場合（特別警戒本部体制）

原子力発電所（以下「発電所」という。）において、原災法第10条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合には警戒事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。

※別図1 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）
（P. 39参照）

1 原子力事業者からの通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係市町村、関係機関等への連絡するものとされている。

2 国が行う連絡

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害（発電所所在町における震度6弱以上の地震が発生した場合又は福島県に大津波警報が発表された場合）を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県並びに関係市町村に対し情報提供を行うものとされている。

また、国は警戒事態が発生した場合に、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC：Emergency Response Center）に設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部において、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、それぞれの場合において以下の要請を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。

(1) 警戒事態に該当する自然災害が発生した場合

a 関係地方公共団体

連絡体制の確立等の必要な体制をとること。

(2) 警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合

ア 県

緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備協力、モニタリングポストの監視強化その他の緊急時モニタリングの準備。

イ P A Zを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

ウ 避難指示区域を含む関係市町村

一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。

エ U P Z外の市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

3 県が行う連絡〔原子力安全総室〕

県は、原子力規制委員会又は原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとし、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

第3 施設敷地緊急事態が発生した場合（災害対策本部体制）

発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。

※別図1 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）
（P. 38参照）

1 原子力事業者からの通報連絡

原子力事業所の原子力防災管理者は、原災法第10条に定める特定事象発見又は発見の通報を受けた場合、直ちに、原災法に定める様式により国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、次に掲げる内容を記した文書を、同時にファクシミリで送付するものとし、電話等によりその着信を確認するものとする。

なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合には、原子力事業者は衛星電話等を携帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣するものとする。

また、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、原則として、県、関係市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

(1) 特定事象発生の時刻

(2) 特定事象発生の場所

(3) 特定事象の種類

(4) 想定される原因

(5) 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状況

(6) その他特定事象の把握に参考となる情報

さらに、第2報以降についても、事業者は、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに通報するよう努めるものとする。

県が、災害対策本部を設置した後は、県災害対策本部〔事務局原子力班〕及び原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の現地災害対策本部〔連絡調整班〕にも連絡するものとする。

2 国が行う連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と施設敷地緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の進展見通し等の事故情報等について官邸、内閣府、関係地方公共団体、関係道府県の警察本部及び住民等に連絡するものとされている。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、それぞれに対して以下の要請を行うこととされている。

(1) P A Zを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。

施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

- (2) 避難指示区域を含む関係市町村
一時立入している住民等の退去開始。
- (3) UPZを含む関係市町村
住民等の屋内退避の準備。
- (4) UPZ外の市町村
避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。
施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。
- (5) その他

県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国における要請内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有するとともに、要請後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県〔災害対策本部〕及び関係市町村は国とそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

3 原子力防災専門官等が行う連絡

- (1) 原子力運転検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報等を整理し、県、関係市町村に連絡することとされている。
- (2) 原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町村、事業者、関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調整等を行うこととされている。

4 県が行う連絡〔原子力安全総室〕

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次のとおり連絡を行うものとする。

- (1) 県は、発電所からの特定事象発生等の通報、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕からの連絡、その他必要と思われる事項について、関係市町村及び防災関係機関等に直ちに連絡するものとする。
- (2) 県〔原子力安全総室〕は、発電所からの通報がない状態において、県〔原子力安全総室〕が設置しているモニタリングポスト等により施設敷地緊急事態の通報を行うべき数値（毎時5マイクロシーベルト）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するものとする。

ただし、避難指示区域に設置しているモニタリングポスト等については、バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルトの検出を発見した場合とする。

なお、県〔原子力安全総室〕から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携して、発電所の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について国、県〔原子力安全総室〕及び関係市町村に連絡することとされている。

※別図2 通報連絡系統図(県モニタリングポスト等により毎時5マイクロシーベルトを検出した場合)
(P. 40参照)

- (3) 県は、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕、関係市町村、防災関係機関との間において、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

5 関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部が行う連絡

関係市町村、警察本部、関係市町村を管轄する消防本部は、発電所からの特定事象発生等の通報又は国〔原子力規制委員会〕及び県〔原子力安全総室〕からの連絡等を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡を行うものとする。

第4 全面緊急事態が発生した場合（災害対策本部体制）

発電所において、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互におい

て、次により通報連絡を行うものとする。

※別図1 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）
（P. 39参照）

1 原子力事業者からの通報連絡

発電所の原子力防災管理者は、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合、直ちに、国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、通報文書を、同時にファクシミリで送付し、電話でその着信を確認するものとする。

さらに、事業者は、その後の事故の状況についても、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに報告するものとする。

また、県が、災害対策本部を設置した後は、県災害対策本部〔事務局原子力班〕及び原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の現地災害対策本部〔連絡調整班〕にも連絡するものとする。

なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合に、事業者は衛星電話等を携帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣するものとする。

また、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、原則として、県、関係市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

2 国が行う連絡

原子力規制委員会は、発生した特定事象について、原災法第15条の原子力緊急事態に該当すると判断した場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申するものとされている。

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、内閣総理大臣が示す避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示等を含む緊急事態応急対策に関する事項を文書をもって連絡することとされている。

なお、国〔現地対策本部又は災害対策本部〕は、事態の変化により、緊急事態応急対策を実施すべき市町村及び緊急事態応急対策の内容を変更したときは、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、その指示等を文書をもって連絡することとされている。

また、原子力災害対策本部は、それぞれに対して以下の指示等を行うこととされている。

- (1) P A Zを含む関係市町村
住民等の避難実施。
- (2) U P Zを含む関係市町村
住民等の屋内退避の開始。
O I Lに基づく住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。
- (3) U P Z外の市町村
住民の受入。
O I Lに基づく避難の準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）。
必要に応じて、屋内退避。
- (4) その他

県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国における指示内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有するとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県〔災害対策本部〕及び関係市町村は国とそれぞれ実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・ P A Z内の避難者の数及び避難の方針
- ・ U P Z内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したP A Z内の避難者の数や避難の方針等を

含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等との間で認識の共有を図るものとされている。

3 県が行う連絡

県〔原子力安全総室〕は、発電所から特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項等について、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡するものとする。

4 関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部の連絡

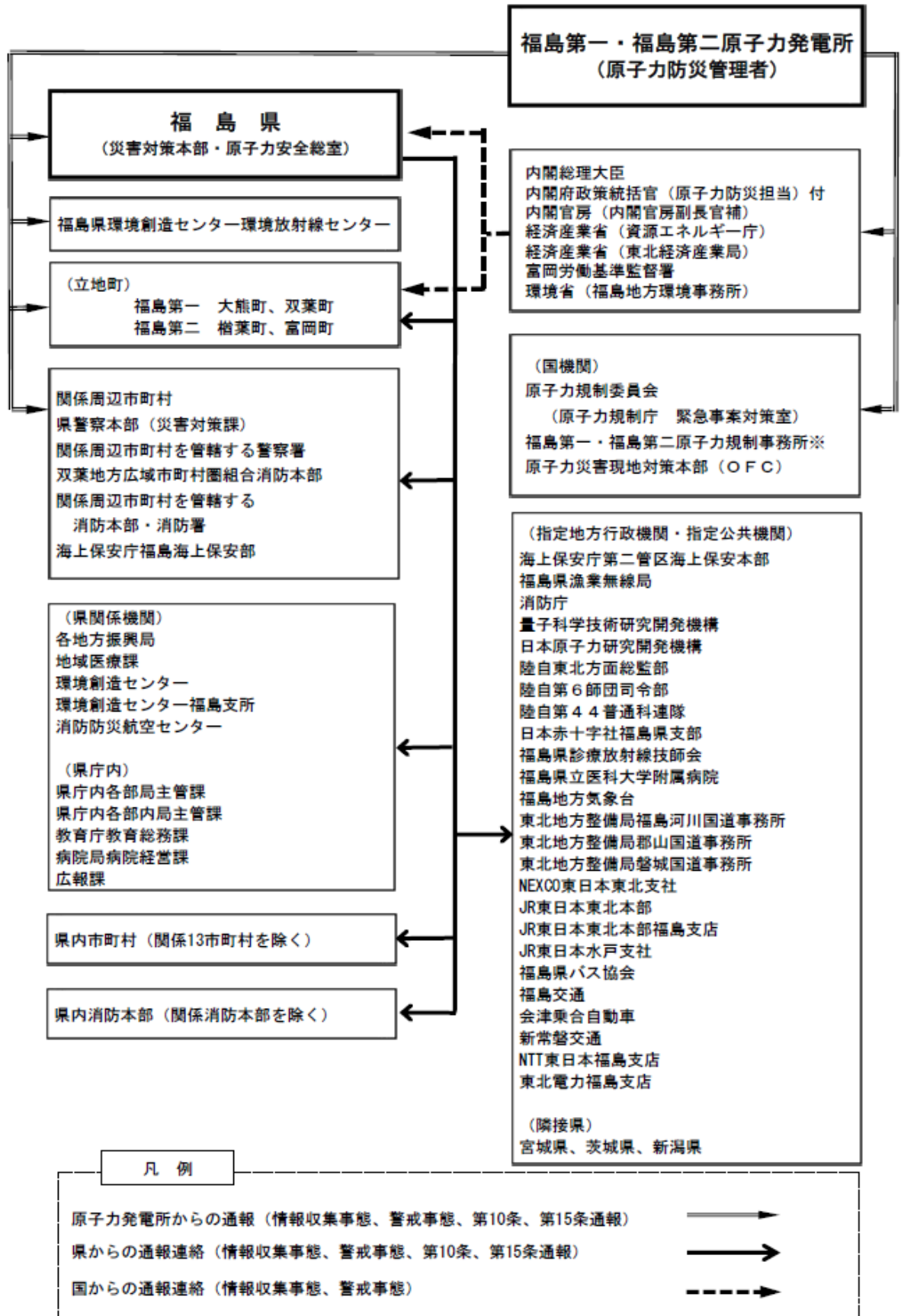
関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部は、発電所から特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県〔危機管理総室〕からの連絡を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡を行うものとする。

第5 県内市町村等に対する情報提供

県〔原子力安全総室〕は、県内市町村（関係市町村を除く。）、県内各消防本部（関係市町村を管轄する消防本部を除く。）及び指定地方公共機関に対し、発電所からの特定事象発生等の通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡するものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認するものとする。

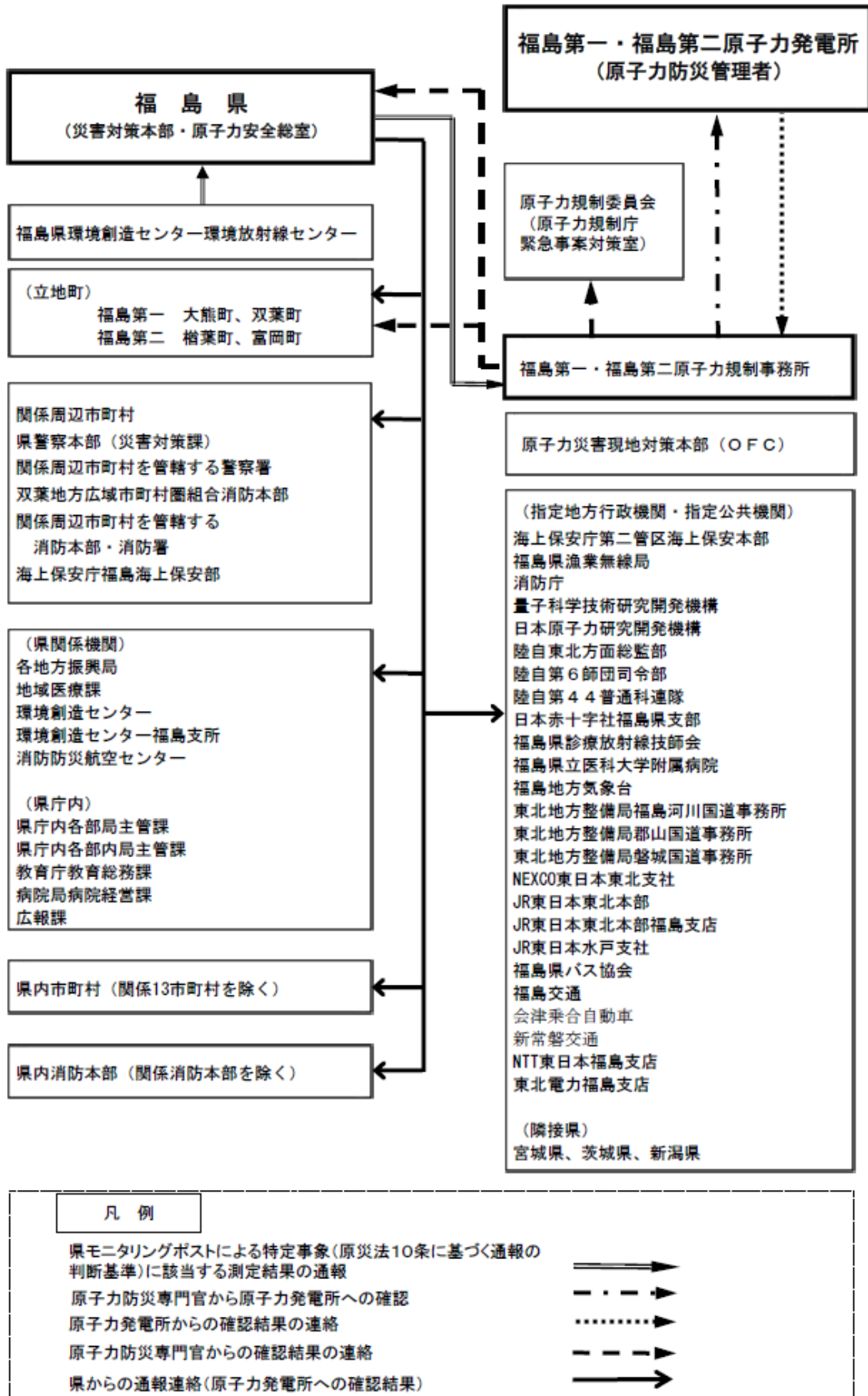
なお、これにより連絡を受けた各機関は、県、関係市町村、発電所への問い合わせについては、緊急時対応の支障とならないよう配慮するものとする。

○通報連絡系統図 (情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合)



※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

○通報連絡系統図 (県モニタリングポスト等により毎時5マイクロシーベルトを観測した場合)



第2節 一般回線が使用できない場合の対処

県〔原子力安全総室〕は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備している衛星通信回線ならびに県総合情報通信ネットワーク等を活用し、情報収集及び連絡を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

第1 県災害対策本部の設置及び組織

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

知事は、発電所に事故が発生し、次のいずれかに該当する場合には、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、非常配備の体制をとるものとする。なお、災害対策本部を設置した場合には、国〔原子力規制委員会、消防庁〕に連絡するものとする。

設置基準
1 発電所の原子力防災管理者から警戒事態（自然災害による場合を除く。）発生の通報を受け、知事が必要と認めた場合
2 発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合
3 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値（毎時5マイクロシーベルト）を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合（ただし、避難指示区域に設置しているモニタリングポスト等については、バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルトの検出を発見した場合とする。）
4 原災法第15条第2項の規定に基づき内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合
5 その他知事が必要と認めたとき

2 災害対策本部における活動

本部長（知事）及び関係市町村長は、相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急対策を円滑に行うための準備等を行うものとする。

また、内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示等に基づき迅速な住民避難等の応急対策を実施するものとし、本部長（知事）は関係市町村が行う住民避難等の応急対策の実施のための準備等や、国の指示等に基づき実施する住民避難等の応急対策について、助言及び支援を行うものとする。

なお、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、県の対応状況等について、関係市町村及び関係機関に対する連絡や報道要請による広報を定期的実施することにより、県民の安全確保に努めるものとする。

災害対策本部の所掌事務
1 本県に係る災害に関する情報を収集すること。
2 本県に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
3 本県に係る災害予防及び災害応急対策に関し、本県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関及び登録被災者援護協力団体相互間の連絡調整を図ること。

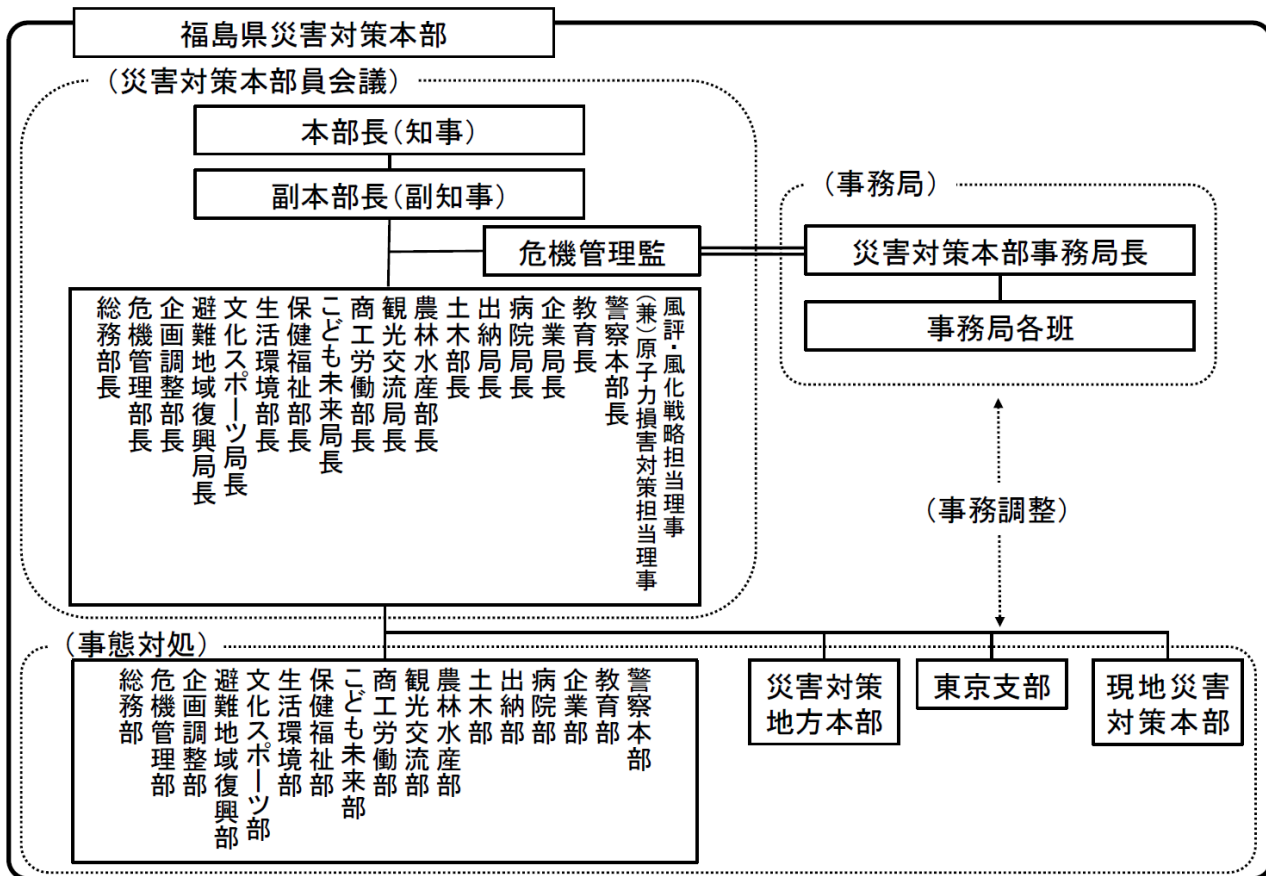
3 災害対策本部の組織及び各班等の事務分掌

「福島県災害対策本部条例」及び「福島県災害対策本部規程」に基づき、次のとおりとする。

(1) 災害対策本部組織

本部に部を置き、部・班及び事務局を置く。編成は、表5のとおりとする。

(表5) 福島県災害対策本部組織編成表



(2) 災害対策本部の事務分掌

ア 災害対策本部部・班共通事務分掌

- (ア) 所屬職員及び家族の被害状況の把握に関すること。
- (イ) 管理する施設、備品の被害状況の把握に関すること。
- (ロ) 関係する各部各班に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。
- (ハ) 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関すること。
- (ニ) 班内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。
- (ホ) 事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣に関すること。
- (ヘ) 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。
- (ロ) 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。

イ 県災害対策本部署・班組織特定事務分掌

部	班名	事務分掌	担当事務局班
総務部	知事公室班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。	総括班
		2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内（以下「庁内」という。）調整に関すること（臨時災害相談所への派遣を含む。）。	情報班
		3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関すること。	
	財務班	4 広報活動、報道機関の取材対応、記者会見等の調整・記録、その他広報に関すること。	活動支援班
		5 災害用ホームページの開設、その他インターネットを利用した災害情報の提供に関すること。	
		6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関すること。	
		7 プレスルームの運営に関すること。	
	人事班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
		2 県議会との連絡に関すること。	
		3 県税の減免及び猶予措置に関すること。	活動支援班
		4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	
5 災害応急対策費の予算措置に関すること。		関係班	
6 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。			
7 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。			
8 災害時における職員の動員に関すること。		活動支援班	
9 職員の非常招集に関すること。			
文書管財班	10 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関すること。	総括班	
	11 被災地の職員の福利厚生に関すること。		
	12 被災職員（家族も含む。）の集計等に関すること。	避難支援班	
	13 対応要員の安全確保に関すること。		
	14 都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関すること。	情報班	
	15 借上げ避難所等に関すること（共済組合施設に限る。）。		
	16 1 公立大学法人及び私立学校の被害の調査に関すること。	情報班 活動支援班	
	17 2 公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報に関すること。		
	18 3 被災者情報等の個人情報の適正な取扱いに関すること。	活動支援班	
	19 4 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の被害の調査に関すること。		
	20 5 災害対策本部室等の確保及び本部署内通信回路の設置に関すること。	物資班	
21 6 通信連絡体制（福島県総合情報通信ネットワーク及び総合行政ネットワークを除く。）の確保に関すること。			
22 7 集中管理自動車の配車に関すること。	関係班		
23 8 被災した私立学校の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。			
24 9 私立学校における要配慮者対策に関すること。	総括班 避難支援班 活動支援班 被災者支援班		
25 10 被災した私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。			
26 11 被災地における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。			
市町村班	1 市町村の起こす災害復旧事業債の許可等に関すること。	総括班	
	2 市町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること（総務省が所管する応急対策職員派遣制度に係るものを含む。）。		
	3 市町村分の普通交付税の繰上げ交付に関すること。		
危機管理	危機管理班	1 部内の連絡調整に関すること。	
		2 危険物の規制、高圧ガスの保安、火薬類の取締等に関すること。	

理 部	原子力安全班	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力安全対策に関する総合調整に関すること（原子力災害対策本部設置時は、災害対策本部事務局が実施する。）。 2 原子力災害に関する業務支援及び助言に関すること。 		
	企 画 調 整 部	企 画 調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること。 	総括班
<ol style="list-style-type: none"> 3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 			活動支援班	
<ol style="list-style-type: none"> 4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 5 企画調整ユニットとの連携に関すること。 		総括班		
<ol style="list-style-type: none"> 6 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。 		関係班		
地 域 づ くり 班		<ol style="list-style-type: none"> 1 各部各班、事務局各班の応援に関すること。 	活動支援班	
避 難 地 域 復 興 部	避 難 地 域 復 興 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 駐在先市町村の被害状況の把握に関すること。 	情報班	
		<ol style="list-style-type: none"> 2 駐在先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整に関すること。 	総括班	
	<ol style="list-style-type: none"> 3 東日本大震災に係る災害救助法に基づく経費の支弁に関すること。 4 東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度に関すること。 5 東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関すること。 6 東日本大震災に係る賃貸型応急住宅に関すること（制度構築等）。 	被災者支援班		
	文 化 ス ポ ー ツ 部	文 化 ス ポ ー ツ 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供に関すること。 	情報班
			<ol style="list-style-type: none"> 2 文化施設、体育施設等の被害に関すること。 	情報班 活動支援班
	生 活 環 境 部	生 活 環 境 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の連絡調整に関すること。 	総括班
<ol style="list-style-type: none"> 2 生活交通関係の被害の調査に関すること。 3 男女共同参画に係る施設の被害の調査に関すること。 			情報班	
<ol style="list-style-type: none"> 4 避難所運営等における人権・男女共参画に関すること。 5 外国人等の要配慮者に関すること。 			避難支援班	
<ol style="list-style-type: none"> 6 発災時以降における安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関すること。 			情報班	
<ol style="list-style-type: none"> 7 被災地区における消費者保護対策に関すること。 			関係班	
<ol style="list-style-type: none"> 8 輸送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間事業の輸送力の把握に関すること。 			物資班	
<ol style="list-style-type: none"> 9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 			活動支援班	
<ol style="list-style-type: none"> 10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。 			総括班 関係班	
環 境 共 生 班		<ol style="list-style-type: none"> 1 自然公園等に係る施設の被害の調査に関すること。 	情報班	
		<ol style="list-style-type: none"> 2 被災地における環境汚染（水、大気・土壌関係に限る。）の応急対策に関すること。 	関係班	
環 境 保 全 班		<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。 	総括班	

部		2 被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の応急対策に関すること。	関係班	
		3 災害廃棄物処理に係る市町村への応援職員ニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。	総括班	
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班	
		2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関すること。 3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関すること。 4 部内における安否情報の取りまとめに関すること。	情報班	
		5 要配慮者対策に係る部内の調整に関すること。 6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。 7 災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。 8 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の養成、派遣に関すること。 9 災害対策本部事務局への保健医療福祉調整本部職員の派遣に関すること。	関係班	
		10 福祉避難所に係る部内の調整に関すること。	避難支援班	
		11 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班	
		12 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 13 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	総括班	
		生活福祉班	1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の被害の調査に関すること。 2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関すること。	情報班
	社 部	生 活 福 祉 班	4 社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）との連絡体制に関すること。	情報班 活動支援班
			5 高齢者、障がい者、難病患者等の要配慮者対策に関すること。 6 被災地における障がい者の援護対策に関すること。 7 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の応急復旧に関すること。 8 被災地における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。	関係班
			9 福祉避難所に関すること（生活福祉班が所掌するものに限る。）。	避難支援班
			10 災害義援金の受入れ及び配分手続き等に係る庁内調整に関すること。	総括班
	健康衛生班	健 康 衛 生 班	1 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の被害の調査に関すること。 2 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班
			3 被災地における飲料水の供給に関すること。	総括班
4 被災地における感染症の予防に関すること。 5 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関すること。 6 市町村保健センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の応急復旧に関すること。 7 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。			関係班	

保健福祉部		<ol style="list-style-type: none"> 8 災害時における応急医療の提供及び助産に関すること（統括災害医療コーディネーターによる DMAT 及び医療救護班の調整等並びに災害時小児周産期リエゾンによる小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を含む。）。 9 被災地への医療救護班（県立病院関係を除く。）の派遣に関すること。 10 環境衛生の確保に関すること。 11 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること（統括災害薬事コーディネーターによる医薬品等の調整及び薬剤師の派遣調整等を含む。）。 12 被災地における医療救護所（臨時の医療施設を含む。）の設置に関すること。 13 医療関係団体である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関すること。 14 家庭動物救護対策に関すること。 15 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関すること。 16 遺体の処理（検案や広域火葬調整等）の実施に関すること。 17 被災地における毒物及び劇物の管理に関すること。 18 災害防疫対策本部に関すること。 	関係班
こども未来部	こども未来班	<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年の育成施設の被害の調査に関すること。 2 児童福祉施設等の被害の調査に関すること。 	情報班 活動支援班
		<ol style="list-style-type: none"> 3 障がい児、児童及び母子世帯の要配慮者対策に関すること。 4 被災時における障がい児、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 5 児童福祉施設等の応急復旧に関すること。 6 被災地における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。 	関係班
		<ol style="list-style-type: none"> 7 福祉避難所に関すること（こども未来班が所掌するものに限る。）。 	避難支援班
商工労働部	商工労働班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 協力事業者等による災害支援に関すること。 	総括班
		<ol style="list-style-type: none"> 3 商工関係施設の被害の調査に関すること。 	情報班
		<ol style="list-style-type: none"> 4 商工関係施設の応急復旧に関すること。 5 被害事業者等に対する各種資金の提供及びあっせんに関すること。 6 被災者に対する就業のあっせんに関すること。 	関係班
		<ol style="list-style-type: none"> 7 災害支援物資等の受入・配送施設の確保に関すること。 8 災害支援物資等の集積所での受入及び配送の指示（庁内調整を含む。）に関すること。 	物資班
		<ol style="list-style-type: none"> 9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 	活動支援班
		<ol style="list-style-type: none"> 10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 	総括班
		<ol style="list-style-type: none"> 11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。 	関係班
	産業振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関すること。 2 物資の調達及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関すること。 	物資班
観光交流部	観光交流班	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人旅行者の支援に関すること。 	関係班
		<ol style="list-style-type: none"> 2 借上げ避難所に関すること。 	避難支援班

農 林 水 産 部	農 林 水 産 班	1 部内各班の連絡調整に関する事 2 災害復旧予算に関する事	総括班	
		3 農林水産関係の被害の取りまとめに関する事	情報班	
		4 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事	活動支援班	
		5 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事	総括班	
		6 部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班	
	農 業 支 援 班	1 農業災害の調査に関する事	情報班	
		2 農業気象に関する事 3 被災農業者に対する農業金融（他班の所掌に属しないものに限る。）及び農業保険法に関する事 4 農作物の技術対策に関する事 5 農業災害の応急対策に関する事	関係班	
		生 産 流 通 班	1 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の被害の調査に関する事	情報班
			2 応急救助のための主食の調達に関する事 3 応急救助のための農産物の調達に関する事 4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関する事 5 応急救助のための畜産物の調達に関する事	物資班
			6 応急救助のための水産物の調達及び応急救助用漁船の調達に関する事	総括班 物資班
	7 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業災害補償に関する事 8 農作物等の出荷制限に関する事 9 農作物の採取制限、農耕制限に関する事 10 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の応急復旧に関する事 11 家畜救護対策に関する事		関係班	
農 村 整 備 班	1 農地及び農業用施設の被害の調査に関する事	情報班		
	2 農地及び農業用施設の応急復旧に関する事	関係班		
	3 農業水利の確保に関する事 4 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に関する事	総括班		
	森 林 林 業 班	1 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び台山施設の被害の調査に関する事	情報班	
2 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び台山施設の応急復旧に関する事 3 被災林業者に対する林業金融に関する事 4 災害応急用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関する事		関係班		
土 木 班		1 部内各班の連絡調整に関する事 2 災害復旧予算に関する事	総括班	
		3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事	活動支援班	
	4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事	総括班		
	5 部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班		
	企 画 技 術 班	1 土木関係の被害の取りまとめに関する事	情報班	
2 部内の災害応急対策の取りまとめに関する事		関係班		

土 木 部	道 路 班	1 道路、橋りょう等の被害及び通行が不可能な箇所の被害に関する事	情報班
		2 道路及び橋りょうの被害の応急復旧に関する事	関係班
		3 通行路線の調整（自衛隊、東日本高速道路(株)等の調整を含む。）に関する事	総括班 活動支援班
		4 緊急輸送路の確保に関する事	総括班 避難支援班 物資班
		5 災害発生時における道の駅等の施設利用に関する事	総括班
	河 川 港 湾 班	1 水防情報の収集及び通報に関する事	総括班 情報班 活動支援班
		2 公共土木施設被害の取りまとめに関する事	情報班
		3 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の被害の調査に関する事	
		4 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に関する事	
		5 水防活動に関する事	総括班
		6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関する事	関係班
		7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関する事	
		8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に関する事	避難支援班
		9 福島空港における緊急救援及び住民避難等のための航空機の受入に関する事	総括班 避難支援班
	都 市 班	1 都市施設及び下水道の被害の調査に関する事	情報班
		2 都市施設及び下水道の応急復旧に関する事	関係班
		3 被災宅地の危険度判定に関する事	被災者支援班
	建 築 班	1 応急仮設住宅の建設に関する事	被災者支援班
		2 応急仮設住宅の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関する事	
		3 被災建築物の応急危険度判定に関する事	
4 公営住宅等の一時使用に関する事			
5 賃貸型応急住宅に関する事（契約事務等）			
6 県有施設の応急的営繕工事に関する事		活動支援班	
7 県営住宅の応急復旧に関する事		関係班	
8 県営住宅の被害調査のとりまとめに関する事		情報班	
出 納 部	出 納 班	1 部内各班、事務局各班の応援に関する事	活動支援班
病 院 部	病 院 班	1 県立病院の被害の調査に関する事	情報班
		2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関する事	
		3 災害時における応急医療及び助産に関する事	関係班
		4 被災地への医療救護班（県立病院関係に限る。）の派遣に関する事	
		5 県立病院の応急復旧に関する事	
企 業 部	企 業 班	1 所管する施設等の被害の取りまとめに関する事	情報班
		2 所管する施設の応急復旧に関する事	関係班

教 育 部	教 育 総 務 班	1 教育部内各班の連絡調整に関すること。	総括班	
		2 災害発生時における教育関係職員の動員に関すること。 3 教育関係職員の非常招集に関すること。 4 被災教育関係職員（家族を含む。）の集計等に関すること。 5 教育部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班	
		6 教育部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	総括班	
		7 教育部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班	
		財 務 班	1 公立学校の応急復旧に関すること。	関係班
	職 員 班	1 対応要員（教育関係職員に限る。）の安全確保に関すること。	活動支援班	
	福 利 班	1 借上げ避難所に係る教育部内の調整に関すること。	避難支援班	
		2 被災地の教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生に関すること。	活動支援班	
	社 会 教 育 班	1 社会教育施設の被害に関すること。	情報班	
		2 美術館及び博物館等収蔵品の保全に関すること。	関係班	
		3 社会教育施設における避難所の開設支援等に関すること。	避難支援班	
	文 化 財 班	1 文化財の被害の調査に関すること。	情報班	
		2 文化財の保全に関すること。	関係班	
	義 務 教 育 班	1 被災した公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班	
		2 被災地における公立学校（小学校、中学校）の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 3 被災地の義務教育の確保及び教職員の動員に関すること。	関係班	
		4 対応要員（義務教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班	
		5 公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 6 公立学校（小学校、中学校）の被害の調査に関すること。	情報班	
		高 校 教 育 班	1 被災した公立学校（高等学校）の生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班
		2 被災地における公立学校（高等学校）の被災生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 3 被災地の高校教育の確保及び教職員の動員に関すること。	関係班	
	4 公立学校（高等学校）における避難所の開設支援等に関すること。	避難支援班		
5 対応要員（高校教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班			
6 公立学校（高等学校）の生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 7 公立学校（高等学校）の被害の調査に関すること。	情報班			

教 育 部	特別支援教育班	1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること。 2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関すること。	関係班
		4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班
		5 対応要員(特別支援教育関係職員に限る。)の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班
		6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に関すること。	情報班
	健康教育班	1 公立学校の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること(特別支援教育班が所掌するものを除く)。 2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。	関係班
		1 災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関すること。 2 防災関係機関との連絡に関すること。 3 災害警備部隊の運用に関すること。 4 住民避難、誘導等に関すること。 5 被災者の安否情報の収集及び提供に関すること。 6 犯罪の予防、取締りに関すること。 7 災害時の交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関すること。 8 災害時の緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。 9 広報、報道対策に関すること。 10 警察通信に関すること。 11 その他災害警備活動一般に関すること。	関係班
	県本部 災害警備本部	1 他都道府県議会からの調査に関すること(議会議務局)。 2 各部各班、事務局各班への災害派遣要員の応援に関すること。 3 他班に属しない業務に関すること。	関係班 活動支援班

ウ 組織編成の変更

大規模な災害が発生した場合、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に組織編成(部、班編成)を変更することができる。

エ 災害対策本部員会議

災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部員会議を定期的開催する。

なお、発災後の初回の本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催するものとし、2回目以降は本部長の指示により開催する。

また、本部員会議には、本部長の要請により国及び関係機関の代表(自衛隊、応援都道府県、医療関係者、物資関係者等)をオブザーバーとして参加させ、意見を聴くことができる。

第2 災害対策本部事務局の組織及び各班の事務分掌

「福島県災害対策本部事務局運営要綱」(以下「要綱という。」)に準じて、次のとおりとする。

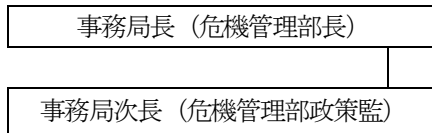
1 事務局の組織

- (1) 原子力災害の特性から班の人数を調整する。
- (2) 原子力現地災害対策本部への要員派遣に伴う欠員については、各部から補充を受ける。
- (3) 本部長は、初動対応において各部各班と事務局各班の業務を迅速かつ円滑に遂行するため必要があると認めるときは、部局長を事務局各班の臨時の最高責任者とすることができる。
- (4) 情報連絡員を災害対策本部から派遣する際は、各部各班の構成員をもって組織し、派遣先市町村と

県（災害対策地方本部）との連絡調整を行う。

(5) 事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。

(6) 組織の細部



班 名 及 び 構 成
総括班 (総員 39 名) <ユニット> ① 指揮調整ユニット ② 企画調整ユニット ③ 庁内連携ユニット ④ 受援連携ユニット <構成員> 班 長 災害対策課長 副班長 消防保安課長、危機管理課主幹 1 名、災害対策課主幹 班 員 (ユニットリーダーの管理職) 消防保安課副課長 1 名、原子力防災課主幹 1 名 企画調整部及び病院局から各 1 名 (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 危機管理課、消防保安課及び災害対策課から各 1 名 企画調整部から 2 名、総務部から 1 名 (その他の者) 災害対策課から 3 名 危機管理課、消防保安課及び原子力安全総室から各 2 名 企画調整部から 3 名、総務部、生活環境部、保健福祉部及び土木部から各 2 名 商工労働部、農林水産部、文化スポーツ局、出納局及び教育庁から各 1 名

避難支援班 (総員 24 名) <ユニット> ① 避難アセスメントユニット ② 避難支援ユニット <構成員> 班 長 生活環境総務課長 副班長 避難者支援課長、技術管理課長 班 員 (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 災害対策課から 1 名 避難地域復興局及び土木部から各 1 名 (その他の者) 消防保安課から 3 名 災害対策課及び原子力安全総室から各 2 名 生活環境部から 3 名、教育庁から 2 名 企画調整部、保健福祉部、観光交流局、農林水産部、土木部及び企業部から各 1 名

情報班 (総員 38 名) <ユニット> ① 即報作成・広報ユニット ② 人的被害・住家被害情報ユニット ③ インフラ被害情報ユニット ④ 問合せ対応ユニット <構成員> 班 長 危機管理課長 副班長 県民広聴室長、工業用水道経営課主幹、統計課主幹 班 員 (ユニットリーダーの管理職) 総務部及び生活環境部から各 1 名 (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 保健福祉部、農林水産部、土木部、病院局、企業局及び教育庁から各 1 名 (その他の者) 災害対策課から 3 名、消防保安課から 2 名
--

危機管理課及び原子力安全総室から各1名
 生活環境部、農林水産部及び教育庁から各3名
 総務部、観光交流局、土木部及び出納局から各2名
 企画調整部、病院局及び企業局から各1名

活動支援班(総員 21 名)
 <ユニット>
 ① 安全監理調整ユニット
 ② 活動支援ユニット
 ③ 予算・経理ユニット
 ④ 防災行政無線ユニット
 <構成員>
 班 長 人事課長
 副班長 行政経営課管理職1名、危機管理部部主幹
 班 員 (ユニットリーダーの主任主査又は主査)
 災害対策課から3名、総務部及び出納局から各1名
 (その他の者)
 危機管理課から2名、総務部から6名、教育庁から4名、出納局から1名

被災者支援班(総員 30 名)
 <ユニット>
 ① 災害救助法ユニット
 ② 応急修理ユニット
 ③ 借上住宅ユニット
 ④ 住家被害認定調査支援ユニット
 <構成員>
 班 長 災害対策課副課長
 副班長 建築指導課主幹、土木部管理職、総務部管理職
 班 員 (ユニットリーダーの管理職)
 企画調整部、避難地域復興局及び教育庁から各1名
 (その他の者)
 災害対策課から2名、危機管理課から1名、土木部から4名、
 総務部及び企画調整部から各3名
 商工労働部、農林水産部、避難地域復興局及び文化スポーツ局から各2名
 こども未来局及び病院局から各1名

物資班(総員 33 名)
 <ユニット>
 ① 物資調整ユニット
 ② 要請・調達ユニット
 ③ 輸送調整ユニット
 <構成員>
 班 長 商工総務課長
 副班長 農林総務課長、出納総務課長
 班 員 (ユニットリーダーの主任主査又は主査)
 生活環境部及び商工労働部から各2名
 企画調整部及び農林水産部から各1名
 (その他の者)
 消防保安課、災害対策課及び原子力災害対策課から各1名
 企画調整部及び商工労働部から各4名
 農林水産部から3名
 総務部、保健福祉部、こども未来局及び教育庁から各2名
 観光交流局及び出納局から各1名

原子力班(総員 20 名)
 <ユニット>
 ① 原子力災害対策・モニタリングユニット
 ② 発電所監視ユニット
 <構成員>
 班 長 原子力防災課長
 副班長 原子力安全対策課長

班員 (ユニットリーダーの管理職) 原子力安全総室から3名 (ユニットリーダーの主任主査等) 原子力安全総室から1名 (その他の者) 原子力安全総室から14名
--

警察班 (必要数) 班長：警察本部外事課長 副班長：警察本部警備部から配置 班員：警察本部警備部から必要数配置 ※外事課長を班長とし、警察官必要数を派遣する。
--

プロジェクトチーム ※必要に応じて設置して必要人員を配置する。

2 事務局各班のユニットリーダー及び分掌事務

前項により設置する班及びユニットの分掌事務並びにユニットリーダーは次の表のとおりとする。

ただし、勤務シフト等に応じ、ユニットリーダーは同班内の別のユニットのユニットリーダーになることができるものとする。

(1) 各班共通

事務分掌	
1	各班の業務計画の作成及び進捗管理に関すること。
2	行動記録の作成に関すること。
3	所管事務に関する作成資料の整理、保存に関すること。
4	所管事務に関する情報発信に関すること (福島県公式防災ツイッター等)。

(2) 総括班

総括班は、災害対応の全体調整、人命救助の調整、災害対策本部員会議の運営及び外部からの受援調整を行う。

ユニット	リーダー	分掌事務
指揮調整ユニット	災害対策課長 消防保安課長 危機管理課主幹	1 災害応急対策の基本方針の調整に関すること。 2 災害応急対策の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に関すること。 3 避難情報に係る市町村への助言及び代行に関すること。 4 応急救助 (被災者の捜索・救助、死体の検索) に係る救助部隊との連携調整に関すること。 5 緊急消防援助隊の要請及び緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の運営に関すること。 6 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 7 各防災関係機関のヘリコプター等の運用調整に関すること。 8 情報連絡員 (県リエゾン) の市町村への派遣指示に関すること。 9 電力、都市ガス及び通信インフラの復旧に係る調整に関すること。 10 プロジェクトチームの設置に関すること。 11 社会秩序の維持及び安全の確保に関すること。 12 付金の受領式に関すること。 13 支援に対する感謝状・礼状に関すること。 14 総括班の総括に関すること。
企画調整ユニット	企画調整部及び病院局の管理職	1 本部長及び事務局長からの指示に対する初期対応と担当組織への引継ぎに関すること。 2 本部長等の現地視察に関すること。 3 災害対応に係る市町村等からの要望への対応のとりまとめに関すること。 4 政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること。 5 政府及び国会の視察団の視察の対応及び総合調整に関すること。

		6 激甚災害法の各部調整に関すること。 7 企画調整班との連携に関すること。 8 その他の災害対策への初期対応と担当組織の調整、引継ぎに関すること。
庁内連携ユニット	総務部及び企画調整部の主任主査等	1 福島県災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）の運営及び記録に関すること。 2 災害対応に係る危機管理室員会議の運営及び記録に関すること。 3 災害対応に係る関係課長会議の運営と記録に関すること。 4 班長会議及びユニットリーダー会議（複数班のユニットリーダーによるものに限る。）の運営と記録に関すること。 5 災害対策地方本部及び現地災害対策本部に関すること。 6 福島県災害対策本部条例（昭和37年福島県条例第53条）第3条に基づき設置する各部（以下「対策本部各部」という。）の活動状況の把握及び事務局と対策本部各部との情報共有に関すること。 7 被災者向けの県支援策のとりまとめと県民への周知に関すること。
受援連携ユニット	災害対策課主幹 原子力防災課主幹	1 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること（物資班に係るものを除く。） 2 関係機関や民間団体からの県への応援職員の受入及び応援活動の調整並びにその活動の記録に関すること。 3 災害時応援協定締結団体への応援要請実績のとりまとめに関すること。 4 県への応援職員の本部員会議への出席に関すること。 5 国現地災害対策本部や国等関係機関による調整会議等への対応に関すること。 6 市町村班による被災市町村の受援調整の把握に関すること。

(3) 避難支援班

避難支援班は、避難所の状況把握、県応援職員の派遣調整、避難所に必要な支援物資の把握及び広域避難調整等を行う。

ユニット	リーダー	分掌事務
避難アセスメントユニット	生活環境総務課長 避難者支援課長 技術管理課長	1 被災住民の避難経路及び移動手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関すること。 2 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部保健福祉医療調整本部等との情報共有に関すること。 3 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関すること。 4 避難所運営に係る市町村への研修に関すること。 5 県外を含む広域避難に係る調整に関すること。 6 避難所における事故等の把握と対応に関すること。 7 避難支援班の総括に関すること。
避難支援ユニット	災害対策課、避難地域復興局及び土木部の主任主査等	避難支援ユニットは避難アセスメントユニットから指示された支援に係る次の調整を行う。 1 避難経路や移動手段の確保に係る市町村への支援の調整に関すること。 2 避難所の運営に係る県応援職員の確保及びその活動の支援に関すること。 3 避難所における生活再建支援情報の提供や相談会の実施に関すること。 4 避難所におけるボランティア活動の調整に関すること（県へ申し出があった場合に限る。） 5 県内における広域避難に必要な避難所の開設と運営に関すること。

(4) 情報班

情報班は、被害状況即報作成と広報、被害等の情報収集、情報の整理分析及び問い合わせ対応を行う。

ユニット	リーダー	分掌事務
即報作成・広報ユニット	危機管理課長 工業用水道経	1 被害状況即報の作成に関すること。 2 被害状況即報に関する問い合わせへの対応に関すること。

ット	営課主幹 統計課主幹	3 記者ブリーフィングの資料作成に関すること。 4 情報班で収集した全ての情報の整理・保存に関すること。 5 情報班の総括に関すること。
人的被害・住家被害情報ユニット	保健福祉部、病院局及び教育庁の主任主査等	1 人的被害及び住家被害に係る情報収集及び集計に関すること。 2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関すること。
インフラ被害情報ユニット	農林水産部、土木部及び企業局の主任主査等	1 道路、生活交通、電力、水道、ガス及び通信等のインフラ被害と復旧に係る情報の収集と集計に関すること。 2 道路の交通規制状況の収集に関すること。 3 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。
被害情報ユニット	人的被害・住家被害情報ユニット及びインフラ被害情報ユニットのユニットリーダー	被害情報ユニットは、人命救助フェイズの終了後、人的被害・住家被害情報ユニットとインフラ被害情報ユニットを統合して設置する。 1 災害に係る被害や復旧に係る情報の収集及び集計に関すること。 2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関すること。 4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。
問合せ対応ユニット	県民広聴室長 総務部及び生活環境部の管理職	1 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関すること。 2 被災者支援に係る県民からの相談への対応に関すること。 3 その他、事務局への各種問い合わせに関すること。

(5) 活動支援班

活動支援班は、事務局職員の安全管理のほか、物資や応援職員の確保、勤務ローテーションの調整、事務局の予算・経理・庶務、防災行政無線の運用を行う。

ユニット	リーダー	分掌事務
安全監理調整ユニット	人事課長	1 事務局職員の勤務時間など労働安全の監理に関すること。 2 事務局職員の安否情報の把握に関すること。 3 市町村に応援派遣する職員の調整に関すること。 4 事務局への応援職員の調整に関すること。 5 活動支援班の総括に関すること。
活動支援ユニット	総務部及び出納局の主任主査等	1 事務局職員の勤務ローテーション及び勤務記録の整理に関すること。 2 事務局を設置する危機管理センター内のレイアウト調整や追加執務スペースの確保に関すること。 3 事務局運営に必要な事務用品や食料等の確保と管理に関すること。 4 事務局職員に必要な宿泊先の確保に関すること。 5 事務局の活動に必要な車両の確保と管理に関すること。 6 関係機関やボランティア等の車両を含む緊急通行車両の申請手続きに関すること。 7 事務局の庶務に関すること。
予算・経理ユニット	危機管理部部主幹	1 事務局の予算に関すること。 2 事務局の経理に関すること。 3 災害復興寄付金の受入に関すること。
防災行政無線ユニット	災害対策課専門通信技師及び主任通信技師	1 県総合情報通信ネットワークの管理統制に関すること。 2 福島地方気象台から提供される気象情報等の收受及び共有に関すること。 3 防災行政無線等に係る通信・連絡体制の確保に関すること。

(6) 被災者支援班

被災者支援班は、災害救助法の運用管理、応急修理や借上住宅等の住宅支援及び住家被害認定調査や罹災証明に係る市町村支援を行う。

ユニット	リーダー	分掌事務
災害救助法ユニット	災害対策課副課長	1 災害救助法の適用に関すること。 2 災害救助法に係る市町村への事務委任に関すること。 3 災害救助費の予算調整に関すること。 4 災害救助法の運用に関すること。 5 被災者生活再建支援法に関すること。 6 災害弔慰金及び災害援護資金に関すること。 7 建設型応急住宅の建設場所や戸数の調整に関すること。 8 被災者支援班の総括に関すること。
応急修理ユニット	土木部及び教育庁の管理職	1 応急修理制度の構築、周知、市町村説明会の開催及び制度運用に関すること。
借上住宅ユニット	避難地域復興局管理職 建築指導課主幹	1 賃貸型応急住宅制度の構築、周知及び市町村説明会の開催に関すること。 2 賃貸型応急住宅の契約事務に係る建築班への応援に関すること
住家被害認定調査支援ユニット	総務部及び企画調整部の管理職	1 住家被害認定調査に係る市町村説明会の開催に関すること。 2 住家被害認定調査に係る疑義への回答に関すること。 3 住家被害認定調査及び罹災証明書の交付に係る応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。

(7) 物資班

物資班は、避難所支援物資の調達及び輸送調整並びに義援物資の受領及び配分調整を行う。

ユニット	リーダー	分掌事務
物資調整ユニット	商工総務課長 農林総務課長 出納総務課長	1 避難所支援物資等の確保手段に係る調整に関すること。 2 支援物資の在庫管理及び補充の調整に関すること。 3 支援物資に係る市町村への応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。 4 物資班の総括に関すること。
要請・調達ユニット	企画調整部、商工労働部及び農林水産部の主任主査等	1 避難所支援一般物資の災害時応援協定締結団体からの調達に関すること。 2 避難所支援物資の国に対する物資の供給要請に関すること。(プッシュ型支援を含む。) 3 避難所における炊き出しの実施に関すること。 4 燃料の確保と供給に関すること。 5 企業等からの寄付物資の受入調整に関すること。
輸送調整ユニット	生活環境部及び商工労働部の主任主査等	1 避難所支援物資輸送に係る調整に関すること。 2 輸送状況に係る情報の市町村等への伝達に関すること。

(8) 原子力班

原子力班は原子力災害対応の全体調整、原子力発電所の状況等に関する情報収集及び緊急時モニタリングを行う。

ユニット	リーダー	分掌事務
原子力災害対策・モニタリングユニット	原子力防災課長 原子力安全総室管理職	1 原子力災害における緊急事態応急対策の基本方針の調整に関すること。 2 原子力災害における緊急事態応急対策の総合調整に係る事務局長の補佐に関すること。 3 原子力災害特別措置法に基づく通報連絡に関すること。 4 原子力防災緊急時連絡網システムに関すること。 5 収集した情報に係る各班、関係機関、市町村等への共有に関すること。 6 プラント状況等に係る一般住民への広報調整に関すること。 7 原子力現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 8 原子力災害に係る要員及び資機材の調整に関すること。 9 原子力災害における屋内退避及び避難等の防護措置の調整に関すること。 10 緊急時モニタリングに関すること。

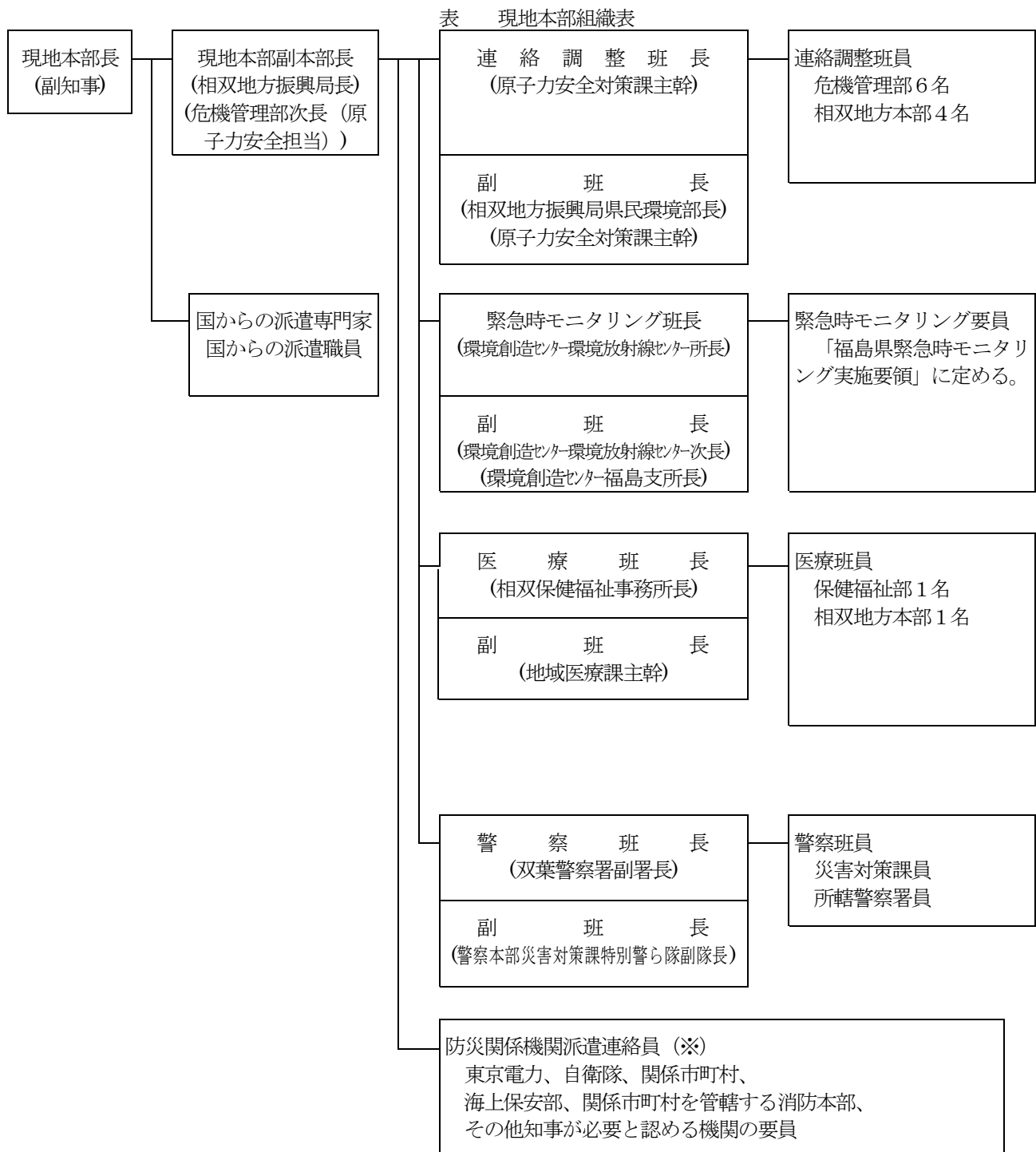
		11 原子力班の総括に関する事。
発電所監視 ユニット	原子力安全対 策課長 原子力安全総 室管理職 原子力安全対 策課主任主査 等	1 原子力発電所の状況等に関する情報の収集及び共有に関する事。 2 原子力事業者との連絡調整に関する事。
(9) 警察班		
1 県警災害警備本部との連絡調整に関する事。		

第3 原子力災害現地対策本部の設置及び組織

本部長（知事）は、原子力災害の特殊性を踏まえ、災害対策本部の設置と同時に、県原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）及び災害対策地方本部を設置するものとする。

1 現地本部の組織（福島県災害対策本部規程第10条及び第11条に基づく。）

- (1) 現地本部長は副知事とする。
- (2) 現地本部に副本部長及び班を置く
- (3) 現地本部は、県災害対策本部及び地方本部の要員をもって編成し、国及び防災関係機関の派遣職員を受け入れて組織する。



※ ただし、原子力合同対策協議会が組織され、これらの関係機関が当該協議会の構成員となる場合を除く。

2 現地本部の各班の分掌事務

表 現地本部各班の事務分掌

班 名	事 務 分 掌
連 絡 調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地本部の総括に関する事。 2 原子力防災専門官、国の機関との連絡に関する事。 3 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関する事。 5 報道機関、住民等への広報及び指示等の伝達に関する事。 6 住民からの問い合わせに関する事。 7 災害情報の収集、提供に関する事。 8 気象情報（予報を含む。）の収集に関する事。 9 現地本部活動の記録に関する事。 10 機能班への要員派遣及び活動の支援に関する事。 11 災害対策本部との連絡調整に関する事。 12 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の管理に関する事。 13 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関する事。 14 実施状況に関する情報の収集に関する事。 15 その他現地本部長が指示する事項に関する事。
緊急時モニタリング班	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリングに関する事。 2 放射能影響評価解析に関する事。 3 モニタリング要員の個人線量管理に関する事。 4 緊急時モニタリングの現地における応急対策の実施に関する事。 5 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関する事。 6 実施状況に関する情報の収集に関する事。 7 その他現地本部長が指示する事項に関する事。
医 療 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力災害医療措置及び緊急時医療に関する事。 2 現地本部要員（緊急時モニタリング班を除く。）の個人線量管理に関する事。 3 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関する事。 4 実施状況に関する情報の収集に関する事。 5 その他現地本部長が指示する事項に関する事。
警 察 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部災害警備本部との連絡調整に関する事。 2 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関する事。 3 情報の収集に関する事。 4 その他現地本部長が指示する事項に関する事。

3 防災関係機関の連絡員の派遣

本部長（知事）は、現地本部を設置した場合には、関係市町村、発電所、自衛隊、福島海上保安部、関係市町村を管轄する消防本部及びその他の防災関係機関に対し連絡員を要請し、応急対策の円滑な実施を図るものとする。

なお、原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織され、これらの関係機関が当該協議会の構成員となる場合は除くものとする。

4 現地本部の設置場所

現地本部は、原則として原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に設置するものとする。

5 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）への要員の派遣

本部長（知事）は、特定事象の発生により施設敷地緊急事態に該当し、国が原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に現地事故対策連絡会議を開催する場合、又は原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織される場合、（表7）に定める職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣するものとする。

6 現地本部機能の本部による代行実施

複合災害の発生による交通障害等により速やかな要員の参集が困難な場合など、現地本部が設置されるまでは、災害対策本部各部及び災害対策本部事務局において表に示す班等が事務を行う。

表 災害対策本部事務局による現地本部の代行

現地本部担当班	災害対策本部担当班等
連絡調整班	原子力班
緊急時モニタリング班	原子力班、生活環境部
医療班	保健福祉部
警察班	警察本部

第4 職員の配備基準

配備区分	配備体制	配備時期
警戒配備	関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕	1 原子力災害に関し、危機管理部政策監が必要と認めたとき。
特別警戒配備	関係部(局)の部(局)筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策準備体制〕	1 原子力事業所の所在地域及びその周辺において情報収集事態(※)に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。
特別警戒本部体制	関係部(局)長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 原子力事業所の所在地域または原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に副知事が必要と認めたとき。
災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生し、知事が必要と認めたとき。 2 原子力事業者より施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けた場合又は県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値(毎時5マイクロシーベルト)を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合。 3 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 4 その他特に知事が必要と認めたとき。

※情報収集事態：発電所所在町において、震度5弱または震度5強の地震が発生した場合
その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合

なお、複数の災害が同時に発生している場合、原子力災害対策編による配備基準とその他の災害による配備基準が異なる場合には、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とする。

第5 県災害対策地方本部及び東京支部の設置

県災害対策地方本部については「一般災害対策編」第3章第1節第2-2及び同第2-7-(4)、東京支部については「一般災害対策編」第3章第1節第2-3及び同第2-7-(5)を参照する。

第6 複合災害発生時の体制

このことについては「一般災害対策編」第3章第1節第2-6を参照する。

第7 専門家等の派遣要請等

本部長(知事)は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、国〔原子力規制委員会〕及び関係機関に対して、原災法第10条第2項に基づく国の専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。

第8 応援要請及び職員の派遣要請等

- 1 県〔危機管理部〕は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。
- 2 県〔危機管理部〕は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があ

った場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

- 3 警察本部は、必要に応じ、県公安委員会を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊等の出動を要請し、社会秩序の維持等の活動について応援を求めるものとする。
- 4 県〔危機管理部〕は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。
- 5 県〔危機管理部〕は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。
- 6 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国は、あらかじめ緊急時モニタリングに関する動員計画を定めることとされており、緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合に、国に対しモニタリング要員の動員を要請する。

第9 自衛隊の派遣要請

本部長（知事）は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は関係市町村長から要請があった場合は、災害に関する情報、応急対策に関する事項等を伝え、直ちに派遣を要請するものとする。

第10 市町村災害対策本部の設置

関係市町村長は、災害対策本部を設置したときは、知事（本部長）に対し報告を行うものとする。

第11 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力被災者生活支援チーム設置後速やかに緊急事態応急災害対策について調整を行う。また、同チームから県に派遣される所要の要員を受け入れ、連携した活動を行う。

第4節 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動

県は、特定事象の発生等により施設敷地緊急事態に該当し、国が原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により合同対策協議会が組織される場合に、職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣し、国、関係市町村、事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び緊急時モニタリング、原子力災害医療活動等の応急対策活動を行うものとする。

第1 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力

県〔原子力安全総室〕は、特定事象発生の特報を受けた場合、国が行う原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力を行うものとする。

第2 現地事故対策連絡会議への職員派遣

1 現地事故対策連絡会議の開催

国〔原子力規制委員会〕は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関、県、関係市町村、指定公共機関及び原子力事業者等の職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催し、関係機関と情報の共有を図ることとされている。

現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル（福島県）」によるものとされている。

- 2 県は、特定事象の発生等により、国が現地事故対策連絡会議を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）にて開催する場合、職員を派遣するものとし、派遣する職員は別に定めるものとする。
- 3 県は、現地事故対策連絡会議に派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、関係市町村等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

第3 原子力災害合同対策協議会への出席

1 原子力災害合同対策協議会の設置

国現地対策本部長は、県現地本部長、市町村災害対策本部長及び発電所の原子力防災管理者から権限を委任された者、専門家等とともに合同対策協議会を構成し、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」を開催することとされている。

合同対策協議会の役割及び運営等については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル（福島県）」により実施される。

2 県は、原子力緊急事態宣言の発出等により、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において合同対策協議会が設置されることとなった場合は、別に定める職員を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法について協議するものとする。

3 県は、合同対策協議会に派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、関係市町村、事業者等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

第4 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における機能班での活動

1 機能班の設置

国現地対策本部は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において、県現地本部、緊急事態応急対策実施区域を管轄する市町村災害対策本部、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関等とともに、情報把握等のため、機能別に分けた班にそれぞれ職員を配置し、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会（全体会議）への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととされている。

なお、各機能班の運営及び主な業務については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル（福島県）」による。

2 県は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において、現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会の組織とともに設置される各機能班に現地本部要員を派遣し、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。なお、各機能班が活動を開始した場合、それ以前に現地本部が行っていた事務の一部は、機能班に引き継ぐものとする。

3 各機能班に派遣する職員以外の現地本部員は、合同対策協議会（機能班）及び現地本部長（各班長）の指示等により応急対策活動に従事するものとする。

第5節 住民等に対する指示の伝達と広報

第1 周辺地域の住民等に対する指示の伝達と広報

県〔危機管理部、知事公室〕及び関係市町村は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、あらかじめ策定した原子力災害住民広報マニュアル等に基づき、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行うものとする。

1 県における指示の伝達と広報

(1) 広報の一元化

県は、住民等への情報提供に当たっては国や市町村と連携し、広報の一元化と的確な災害応急対策の実施を図るため、あらかじめ災害情報等の発表、各種指示の伝達について報道責任者を定める。

報道責任者は災害対策本部においては広報課長、現地本部においては現地本部副本部長をもって充てるものとする。

なお、原子力緊急事態宣言発出後は、現地においては合同対策協議会として情報提供を行い、報道機関等への発表等は原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において行うものとする。

(2) 広報の内容

県は、住民等の退避、避難等の指示の伝達については、住民等が理解しやすいよう、あらかじめパターン化された広報内容を基本に、迅速かつ的確な広報を行うものとする。

なお、この際、住民の安全確保及び要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

また、役割に応じて周辺地域の住民等のニーズを充分把握し、原子力災害の状況、緊急時モニタリング結果、安否情報、医療機関等の情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等、周辺地域の住民特に要配慮者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

さらに、広報に当たっては、専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、情報の空白時間がないように、定期的な広報に努めるものとする。

(3) 関係機関との連携

県は、災害対策本部、現地本部及び合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、国及び市町村等と連携して、県民に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。

また、災害現場付近の通過者や観光客等への配慮も必要となることから、JR、バス会社、タクシー会社、道路管理者等に災害に関する情報を提供し、それらの機関の協力を得て、通過者や観光客等に対しても広報を実施する体制を確保するものとする。

(4) 情報伝達の手段

県は、情報伝達に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関〔県政記者クラブ〕に対する緊急報道の実施要請、情報掲示板、広報車等によるほか、データ放送、ファクシミリ、インターネット等を活用し、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、要配慮者に配慮した情報伝達を行うものとする。

(5) 県有施設の利用者等に対する情報提供

県は、病院、福祉施設、学校、観光施設等の県有施設の利用者等に対し、所在する市町村が行う広報とは別に、県の伝達ルートにより、指示の伝達、情報の提供を行うものとする。

(6) 配慮すべき事項

県は、浜通り地域の電波事情を踏まえ、必要に応じて隣接県に所在する報道機関に対しても要請を行うものとする。また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

2 関係市町村における指示の伝達と広報

関係市町村は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、国及び県と連携し、住民、一般事業所等に対して、指示の伝達と広報を行うものとする。

なお、指示の伝達と広報にあたっては、以下の事項に配慮するものとする。

- (1) 防災行政無線、広報車、インターネット、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ、臨時災害FM局の開設、現在のコミュニティFM放送局及び消防団員等の巡回などを活用する。
- (2) 広報に当たっては、要配慮者、一般事業所、観光客等一時滞在者への伝達に十分配慮し、伝達ルートの事前確認を行うとともに、防災行政無線戸別受信機、ファクシミリ、電光掲示板等の複合的な伝達手段の活用に努めるものとする。

第2 周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報

- 1 浜通り地方の各漁業協同組合は、県〔現地本部〕の指示の下、漁業無線等により、周辺海域の漁船等の船舶に対し、緊急事態の発生を周知させ、安全海域への避難を呼びかけるものとする。
- 2 福島海上保安部は、県〔災害対策本部〕からの要請を受け、周辺海域の船舶等に対し、必要な情報を提供するとともに、安全な海域へ避難するよう指示を伝達するものとする。

第3 第1及び第2以外の地域に対する指示の伝達と広報

- 1 県〔災害対策本部〕は、関係市町村以外の県内全市町村に対し、県総合情報通信ネットワークや電子メール等を利用して、災害情報の伝達を行うものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を

確認するものとする。ただし、伝達する情報の内容については、近接する市町村、さらにそれ以外の市町村に対するものとは分類し、指示内容、頻度等の相違に配慮するものとする。

- 2 県〔災害対策本部〕は、第1及び第2以外の地域の住民等に対し、テレビ・ラジオ・新聞及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の円滑な実施に対する協力を求めるものとする。

また、必要に応じ、国に対して国民に対する広報及び協力要請の実施を求めるものとする。

第4 隣接県への通報

県〔災害対策本部〕は、隣接県に対して、事故情報等の通報を行うものとする。

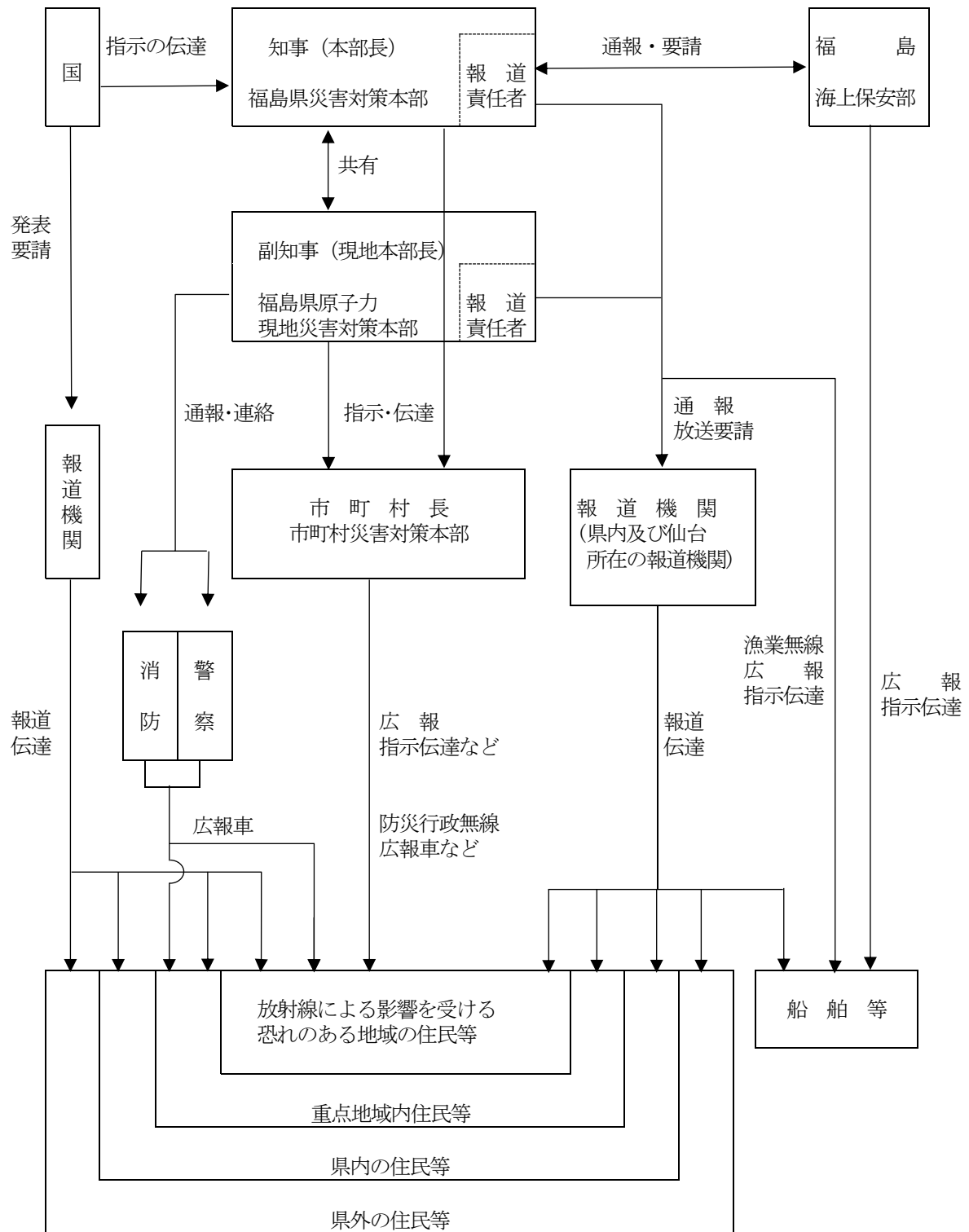
第5 問い合わせ窓口の設置

県〔災害対策本部〕は、国、市町村、原子力事業者と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制を確立するものとする。

なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、インターネット等により、速やかに住民等に周知するものとする。

- 1 現地本部（原子力災害対策センター（オフサイトセンター））に設置する窓口における対応
- 2 災害対策本部（県庁）に設置する窓口における対応
- 3 関係市町村等に設置する窓口における対応

第6 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



第6節 緊急時モニタリング

第1 緊急時モニタリング体制

1 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施

県〔原子力安全総室〕は、発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生 of 通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備（主に空間放射線量率の測定）を直ちに開始する。

2 緊急時モニタリングセンターの設置協力

県〔危機管理総室〕は、発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生 of 通報を受けた場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。

3 緊急時モニタリングセンターの活動

緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、特定事象の通報を受けて直ちに緊急時モニタリングを開始し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部に連絡するものとされている。また、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画が定められた後には、これに基づき初期モニタリングを実施するものとされている。

4 関係機関の協力

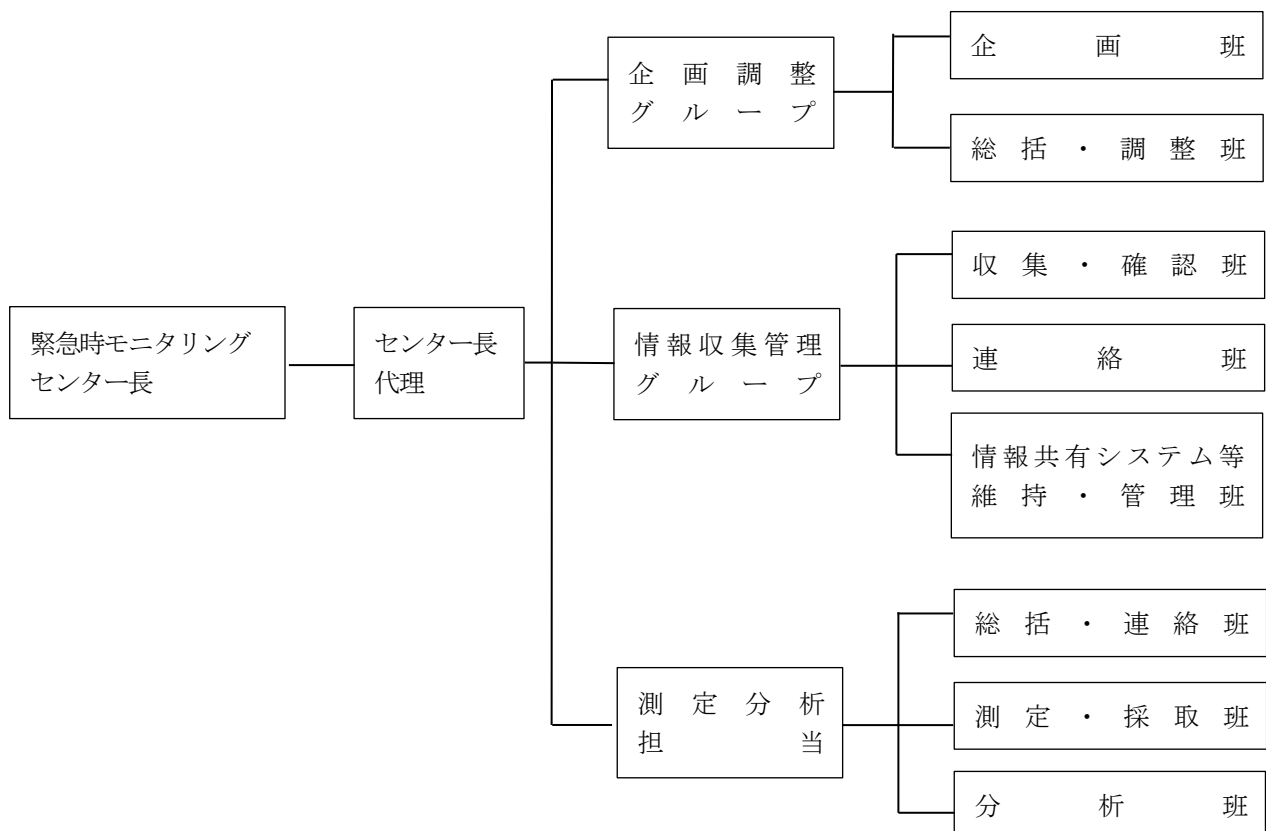
(1) 情報の提供

発電所の原子力防災管理者、福島地方気象台長及び関係市町村長は、緊急時モニタリングの実施に当たり、必要な情報を提供するものとする。

(2) 緊急時モニタリング活動に対する協力要請

緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、関係機関相互の連絡を取り、緊急時モニタリングの実施調整を図るものとする。

5 緊急時モニタリングセンターの組織は次のとおりとする。



6 緊急時モニタリングセンターの機能は、次のとおりとする。

グループ名		機能
センター長		・ EMCの統括
センター長代理		・ センター長の補佐 ・ センター長不在の場合、センター長の代行
企画調整グループ	企画班	・ 緊急時モニタリング実施計画案の修正 ・ 緊急時モニタリング指示書、作業手順書の作成 ・ 緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案 ・ E R Cへの動員要請リストの作成
	総括・調整班	・ EMC構成機関が行う EMC構成要員の個人被ばく線量管理状況の収集 ・ 文書の原本管理 ・ EMCの運営支援
情報収集管理グループ	収集・確認班	・ 緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理 ・ 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 ・ モニタリング地点周辺状況、気象情報等の付与 ・ モニタリング結果妥当性確認における再確認
	連絡班	・ E R C放射線班との情報伝達 ・ EMC内の情報伝達 ・ O F C放射線班との情報伝達 ・ 県災害対策本部への情報提供 ・ 活動内容の記録
	情報共有システム等維持・管理班	・ 情報共有システム及びテレメータの監視、維持 ・ モニタリングポスト等の稼働状況の監視、維持 ・ 異常値への対応
測定分析担当	総括・連絡班	・ 各班内のチーム編成 ・ 緊急時モニタリング指示書の共有及び測定、分析の指示 ・ 現地における緊急時モニタリング結果及び関連情報の取りまとめと情報収集管理グループへの報告 ・ 分析班の分析進捗状況確認 ・ 屋外で活動する緊急時モニタリング要員のスクリーニング及び屋外で使用する資機材等の汚染管理 ・ 情報収集管理グループからの再確認依頼の対応 ・ 屋外で活動する緊急時モニタリング要員の安全管理
	測定・採取班	・ 緊急時モニタリング指示書に基づくモニタリング実施と報告 ・ 屋外で活動する緊急時モニタリング要員の被ばく管理
	分析班	・ 作業場所及び測定器の汚染防止のための養生 ・ 環境試料の分析、測定、保管 ・ 分析進捗状況の報告

7 緊急時モニタリング実施のための派遣要員及び機器等

緊急時モニタリング実施のための要員及び機器については、国〔原子力規制委員会〕が、あらかじめ作成した緊急時モニタリング計画等を踏まえ緊急時モニタリング実施計画として定める。

また、国から派遣される要員及び機器等については、国が動員計画として定める。

第2 緊急時モニタリング活動

緊急時モニタリングセンター長は、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、原子力災害対策本部に送付するものとする。

第3 測定結果等の共有

緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング結果をERC放射線班に連絡することになっている。

また、関係市町村に対しては、OFC放射線班が緊急時モニタリング評価結果を説明することになっている。なお、原子力災害対策本部は、モニタリング結果の評価を行い、緊急時モニタリングセンター等と共有することとされている。

第4 緊急時モニタリング実施のための通信連絡

緊急時モニタリング実施のための通信連絡システムは、緊急時モニタリング計画に定める。

第5 県内各地における空間放射線量率等の測定

緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、重点区域外の県民等の安全を確保するため、市町村等の協力を得て県内全市町村において、空間放射線量率等の測定を行うものとする。

測定結果については、原子力安全総室又は災害対策本部設置後は災害対策本部が、総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付するものとする。

第7節 避難及び屋内退避

第1 速やかな住民避難のための準備

県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、原災法第15条の全面緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施できる体制をとるため、警戒事態（原子力施設において重要な故障等が発生する等、自然災害以外の要因により該当すると判断された場合）の通報受信後、直ちに住民の避難又は屋内退避のための準備として、緊急時モニタリング結果等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受け入れの調整の検討を開始するとともに、避難退域時検査場所等の開設準備、指定避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

第2 避難及び屋内退避等の防護措置の実施

県〔災害対策本部〕は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、以下の緊急事態区分に応じて避難及び屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

なお、避難にあたっては、県及び関係市町村が定める広域避難計画に基づき実施するものとする。

1 警戒事態

県〔災害対策本部〕及び市町村は、警戒事態（自然災害を除く。）発生時には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。

(1) PAZを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

施設敷地緊急事態要避難者の安定ヨウ素剤の配布準備。

(2) 避難指示区域を含む関係市町村

一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。

(3) UPZ外の市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力。

2 施設敷地緊急事態

県〔災害対策本部〕及び市町村は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。

(1) PAZを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。

施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

(2) 避難指示区域を含む関係市町村

一時立入している住民等の退去開始。

- (3) UPZを含む関係市町村
住民等の屋内退避の準備。
- (4) UPZ外の市町村
避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。
施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。
- 3 全面緊急事態（放射性物質が放出される前）
県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合又は独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。
- (1) PAZを含む関係市町村
住民等の避難実施。
- (2) UPZを含む関係市町村
住民等の屋内退避の開始。
OILに基づく住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。
- (3) UPZ外の市町村
避難住民の受入。
OILに基づく避難の準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）。
必要に応じて、屋内退避。
また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。
- 4 全面緊急事態（放射性物質が放出された後）
放射性物質が放出された後は、国〔原子力災害対策本部〕は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。
関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。
- ・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
 - ・避難ルート、避難先の概要
 - ・移動手段の確保見込み
 - ・その他必要な事項
- 5 運送事業者等への要請
県〔災害対策本部〕は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。
なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。
- 6 避難誘導
県〔災害対策本部〕は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等を行う場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、避難や避難退域時検査等を行う場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

7 家庭動物との同行避難

県〔災害対策本部〕は、災害の実態に応じて、関係市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

第3 避難及び屋内退避

1 避難

- (1) 関係市町村は、避難を決定したときは、対象地区の住民に対し、避難所、携帯品等の留意事項を含め、避難を指示するものとする。
- (2) 避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。
- (3) 自力で避難可能な住民については、原則、自家用車により避難するものとする。なお、自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ関係市町村が選定した集合場所等からバス等により避難するものとし、県〔災害対策本部〕は、関係市町村の避難措置が円滑に行われるよう支援するものとする。
- (4) 病院や介護施設等において、健康状態等により、避難より屋内退避を優先させることが必要な場合には、関係市町村は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を指示するものとする。
- (5) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

2 屋内退避

- (1) 関係市町村は、屋内退避を決定したときは、屋外にいる住民等に対して、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。
なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避中にも実施できるものとする。
- (2) 感染症流行下においては、県及び関係市町村は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。
- (3) 地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、関係市町村により設定される近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。そのうえで、近隣の避難所等に収容できない場合には、地震による影響がない安全な指定避難所等を関係市町村内外を含め選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応するものとする。
- (4) 屋内退避の継続の可否は、国が判断する。
なお、継続の可否の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として行われ、それ以降は日々行われる。
その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合やプルームが長時間又は断続的に到来し、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が県及び市町村と緊密な連携を行いながら、避難への切替を判断し、指示することになる。
- (5) 屋内退避の解除の可否は、国が判断する。
なお、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避が解除されることとなる。

3 その他

県及び関係市町村は、国が原子力災害の観点から避難又は屋内退避指示等を出している中で自然災害を原因とする緊急の対応等が必要となった場合には、人命最優先の観点から独自の判断を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

第4 情報提供等

県〔現地本部〕は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難先や避難退域時検査を実施する場所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

第5 広域避難に係る調整

県〔災害対策本部〕は、関係市町村の避難先としてあらかじめ定めた避難所が使用できない場合等、広域避難計画に定める避難所以外へ避難する必要がある場合には、速やかな避難ができるよう必要な調整を行うとともに、国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

第6 指定避難所の設置

1 指定避難所の開設

県〔災害対策本部〕は、関係市町村において避難の必要が生じた場合は、県広域避難計画に基づき、受入先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請するものとする。

また、この場合、県から要請を受けた受入先の市町村は、関係市町村と協議のうえ、広域避難計画等に定める施設の中から受け入れに必要な指定避難所を開設するものとし、関係市町村は原則として各指定避難所に市町村職員等を維持、管理のための責任者として配置し、受入先の市町村職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。

なお、県は、指定避難所となる県有施設の運営を主体的に行うとともに、受入先となる市町村の指定避難所に対して職員を派遣するものとし、あらかじめその派遣体制を整えておくものとする。

2 避難者等の情報把握

県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。

3 指定避難所の生活環境把握等

県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。

さらに、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。

積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。夏季においては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。

孤立する恐れのある集落や長期断水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。

なお、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

4 指定避難所における健康状況の把握等

県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、厚生労働省と連携し、指定避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努め

るとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、県は市町村と連携し、保健師・管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。なお、県は市町村と連携し、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

5 指定避難所の運営における配慮

県〔災害対策本部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

また、避難の長期化に際しては、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食の提供を実施するものとする。

6 二次避難所への移動

県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、国と連携し、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化が見込まれる場合又は感染症対策を鑑み、必要に応じて、二次避難所として旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

7 避難所の早期解消

県〔災害対策本部〕は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

8 応急仮設住宅における配慮

県〔災害対策本部〕は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。

ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

第7 要配慮者への配慮等

県〔災害対策本部〕及び市町村は、避難者に向けた情報の提供、避難誘導、指定避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮するものとする。特に、指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設における情報伝達

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員及び入所者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

(2) 在宅者に対する情報伝達

市町村等は、電話又は防災行政無線等を活用するとともに、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

(3) 病院等における情報伝達

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

(4) 外国人に対する情報伝達

県及び市町村は、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じ「やさしい日本語を含む」多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設における避難等

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、施設職員の指示・引率の下、必要に応じて、他の施設及び近隣住民等の協力を得ながら、迅速かつ安全に、入所者、来訪者等を避難誘導又は他の施設へ転所させるものとする。

なお、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

また、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

県は、社会福祉施設の避難が必要となった場合は、国の協力の下、福祉関係機関と連携し、入所者の転所先となる社会福祉施設を調整するものとする。県内の社会福祉施設では転所に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受け入れ協力を要請するものとする。

この場合においては、入院患者等の症状に応じた輸送手段を確保するものとする。

(2) 在宅者の避難等

市町村は、消防機関、民生委員・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、指定避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、要配慮者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院等における避難等

病院、診療所等施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画(消防計画による組織体制等)に基づき、医師、看護師等の職員の指示・引率の下、必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得ながら迅速かつ安全に、患者等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

また、避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、避難所としては、医療救護設備が整備された病院等とする。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力の下、医師会等の関係団体等と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受け入れ協力を要請するものとする。

この場合においては、入院患者等の症状に応じた輸送手段を確保するものとする。

(4) 外国人の避難等

県及び市町村は、避難指示等の情報が正確に伝わるよう、報道機関、国際交流機関、語学ボランティア等の協力を得て、多言語での情報伝達に努めるものとする。

3 指定避難所における配慮等

(1) 指定避難所のユニバーサルデザイン化等

県及び市町村は、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、誰もが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

県及び市町村は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。

(3) メンタルヘルス対策の実施

県及び市町村は、関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する住民等に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等による相談等のメンタルヘルス対策を行うものとする。

(4) 栄養・食生活支援の実施

県及び市町村は、糖尿病・腎臓病等の食事管理が必要な者や食物アレルギーを有する者、乳幼児及び高齢者等の普通の食事を食べることのできない住民等に対して管理栄養士などによる栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。また、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食料の提供及び給食、炊き出し等を実施する

ものとする。

第8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、児童・生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、学校長等施設管理者が、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、児童・生徒等を避難させた場合や、児童・生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設管理者は、原子力災害が発生し避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設利用者等を避難させるものとする。

第10 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

県〔災害対策本部（避難支援班）〕及び警察本部は、現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から緊急事態応急対策に従事する者以外の車両等が進入しないよう指導するとともに、重点区域の内外において交通規制を実施するなどして、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

また、福島海上保安部は、船艇及び航空機により市町村長等が設定した警戒区域の警戒を実施するものとする。

第11 飲食物、生活必需品等の供給

1 生活必需品の確保、分配

県〔現地本部〕は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

2 県の供給

県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

3 調達の要請

県〔災害対策本部（物資班）〕及び被災した市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

4 緊急を要する場合の措置

県〔災害対策本部（物資班）〕は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待たないとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

5 指定公共機関等への輸送要請

県〔災害対策本部（物資班）〕は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

第8節 犯罪の予防等社会秩序の維持

警察本部や福島海上保安部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな治安確保に努めるものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った区域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

また、消防本部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、火災予防に努めるものとする。

第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

第1 避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限

- 1 県〔現地本部〕は、関係市町村が屋内退避等の防護対策を講じた場合には、避難指示区域内の住民に対し、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を制限するよう、関係市町村に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等による広報を行うものとする。
- 2 関係市町村は、県からの指示に基づき、避難指示区域内の住民に対し、飲食物の摂取制限を指示するとともに、飲食物の供給活動を実施するものとする。

第2 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限

県〔現地本部〕及び市町村は、国の指示又は緊急時モニタリングにより指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあつては、当該試料が採取された地区の住民に対し、避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限と同一の措置を講ずるものとする。

また、飲料水の水源についても、国の指示又は指針に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、当該水道利用者全てに対し必要な措置を講ずるよう市町村等に指示するものとする。

第3 農林水産物の採取及び出荷制限

- 1 県〔現地本部〕は、国の指示又は緊急時モニタリング等により指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあつては、住民、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区の農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等必要な措置を講じるよう、市町村に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等により広報するものとする。
- 2 市町村は、住民、生産者及び生産流通関係機関・団体に対し、農林水産物の出荷を禁止するよう指示するものとする。

第4 飲料水及び飲食物の供給

県〔現地本部〕は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示した時は、県地域防災計画一般災害対策編第3章第16節第1の給水救援対策及び同節第2の食料救援対策に基づき、市町村と協力して関係住民等への応急対策を講ずるものとする。

第10節 原子力災害医療活動

第1 原子力災害医療活動の基本的体制

原子力災害医療体制は、原子力発電所の医療施設や救護所等のほか、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」、原子力災害医療や原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」、高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」、原子力災害医療派遣チームの派遣調整及び原子力災害医療派遣チームに、現地情報の提供等の活動支援を行う「原子力災害医療・総合支援センター」からなる。

また、原子力災害医療活動は、次の区分、段階により行う。

- 1 発電所における対応
 - (1) 発電所における初期の原子力災害医療

被ばく患者等の応急処置を優先して行うとともに、放射性物質による汚染の把握（サーベイランス）、被ばく線量等の測定を行う。

- (2) 除染や汚染の拡大防止措置を行い、汚染や被ばくの程度などに応じて、迅速に被ばく患者等を原子力災害拠点病院等に搬送する。

また、搬送に当たっては、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を患者に随行させる。

2 避難退域時検査場所における対応

県〔保健医療福祉調整本部〕は、避難退域時検査場所を重点区域の外側周辺に設置することを基本とするが、必要に応じて、重点区域内であっても発電所から30km以遠で避難指示が出されていない場所についても設置する。

なお、避難退域時検査場所は以下の機能を有する。

- ・放射性物質による汚染の有無の確認
- ・避難住民の内部被ばくの評価（急性期を除く。）
- ・避難住民の外部被ばくの評価（急性期を除く。）
- ・簡易除染

3 医療中継拠点における対応

県〔保健医療福祉調整本部〕は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の機能を補完する医療中継拠点を避難指示区域に近接する区域外の場所に設置する。医療中継拠点はS-SCU(Sub-Staging Care Unit)として運用し、原子力災害時において、避難中に発生した傷病者に対して早い段階でトリアージ等を実施し、必要な処置を行った上で適切な医療施設（SCU含む。）へ搬送する。

なお、医療中継拠点は以下の機能を有する。

- ・避難途中の住民等へのトリアージ、治療、搬送
- ・安定ヨウ素剤の配布
- ・避難退域時検査・簡易除染
- ・甲状腺被ばく線量モニタリングの簡易測定

4 救護所における対応

県〔保健医療福祉調整本部〕は、救護所を重点区域外市町村の指定避難所内に設置する。

なお、救護所は以下の機能を有する。

- ・避難住民のサーベイランス、スクリーニング
- ・一般傷病者に対する医療活動や健康相談等
- ・安定ヨウ素剤の配布

5 各保健福祉事務所及び中核市保健所における住民等のスクリーニング及び健康相談の実施

各保健福祉事務所及び中核市保健所においては、健康に不安を持つ住民等のために、所内に窓口を設け、必要に応じて住民等のスクリーニング及び健康相談を実施する。

6 原子力災害医療機関における医療

原子力災害医療機関では、発電所から搬送されてくる被ばく傷病者等の外来診療（ふき取り等の簡易な除染や救急処置等）を行う。

また、原子力災害医療機関以外の一般医療機関においては、避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査）におけるレベル以下と判断された傷病者について対応する。なお、避難退域時検査におけるレベルは原子力災害医療行動計画に定める。

7 原子力災害拠点病院における対応

原子力災害拠点病院（公立大学法人福島県立医科大学附属病院、福島赤十字病院及び南相馬市立総合病院）は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばく・汚染がある場合には、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を実施するとともに、必要に応じて入院診療等を行う。

- ・シャワー設備等による身体の除染
- ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
- ・局所又は高線量被ばく患者の診療
- ・内部被ばくの可能性がある者の診療

- ・合併疾患に対する治療
 - ・高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターへの転送の判断等
- 8 原子力災害医療協力機関における対応
- 原子力災害医療協力機関（白河厚生総合病院、会津中央病院、福島県立南会津病院、いわき市医療センター、福島労災病院、福島県ふたば医療センター附属病院、福島県診療放射線技師会、総合南東北病院及び日本赤十字社福島県支部）は、次の機能のうち、1項目以上を実施し、原子力災害医療対策の実施に協力する。
- ・被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療を行うこと。
 - ・甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することができる測定要員を保有し、その派遣を行うこと。
 - ・原子力災害医療派遣チームを編成し、その派遣を行うこと。
 - ・救護所に医療従事者の派遣を行うこと。
 - ・避難退域時検査を実施することができる検査要員を保有し、その派遣を行うこと。
 - ・安定ヨウ素剤配布の支援を行うこと。
 - ・その他、原子力災害時に必要な支援を行うこと。
- 9 高度被ばく医療支援センターにおける対応
- 高度被ばく医療支援センターは、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人長崎大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人弘前大学及び国立大学法人福井大学が担い、原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療を実施するとともに、原子力災害拠点病院等に対して必要な支援及び専門的助言を行う。
- なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。
- ・重篤な外部被ばく患者の治療
 - ・長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療
 - ・重篤な合併疾患に対する根本的な治療
 - ・様々な医療分野にまたがる高度の総合的な集中治療等
- 10 原子力災害医療・総合支援センターにおける対応
- 原子力災害医療・総合支援センター（福島県は、公立大学法人福島県立医科大学が担当。）は、原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。
- なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。
- ・高線量被ばく傷病者の救急治療
 - ・原子力災害医療派遣チームの派遣調整
 - ・原子力災害拠点病院では対応できない高線量被ばく傷病者の診察
 - ・OIL4 超傷病者、被ばく傷病者に対する高度な救急医療

第2 県災害対策本部体制下における原子力災害医療体制

1 災害・被ばく医療調整チームの設置

県〔健康衛生総室〕は、災害対策本部を設置したときは、県保健医療福祉調整本部に、県全体の災害、被ばく医療の調整機能を担う災害・被ばく医療調整チームを設置する。

2 原子力災害医療調整官の設置

県〔健康衛生総室〕は、災害対策本部を設置したときは、県保健医療福祉調整本部内の災害・被ばく医療調整チームに原子力災害医療調整官を配置する。原子力災害医療調整官は、必要に応じて、他の発電所所在地道府県等に対して原子力災害医療派遣チーム及び原子力災害医療協力機関の要員の派遣要請を行い、県内の原子力災害拠点病院等への派遣調整を行う。

3 地域災害・被ばく医療調整チームの設置

県災害対策地方本部が設置されたときは、県災害対策地方本部内に、地域の災害、被ばく医療の調整機能を担う地域災害・被ばく医療調整チームを設置する。

4 医療班の設置

県〔健康衛生総室〕は、災害対策本部を設置したときは、一般医療及び必要に応じ原子力災害医療に対処するため、現地本部に医療班を設置するものとする。

5 関係機関の協力

(1) 発電所の原子力防災管理者は、原子力災害医療活動に必要な情報を、消防機関、医療機関及び県〔健康衛生総室〕に提供するものとする。

(2) 原子力災害医療活動に対する協力要請

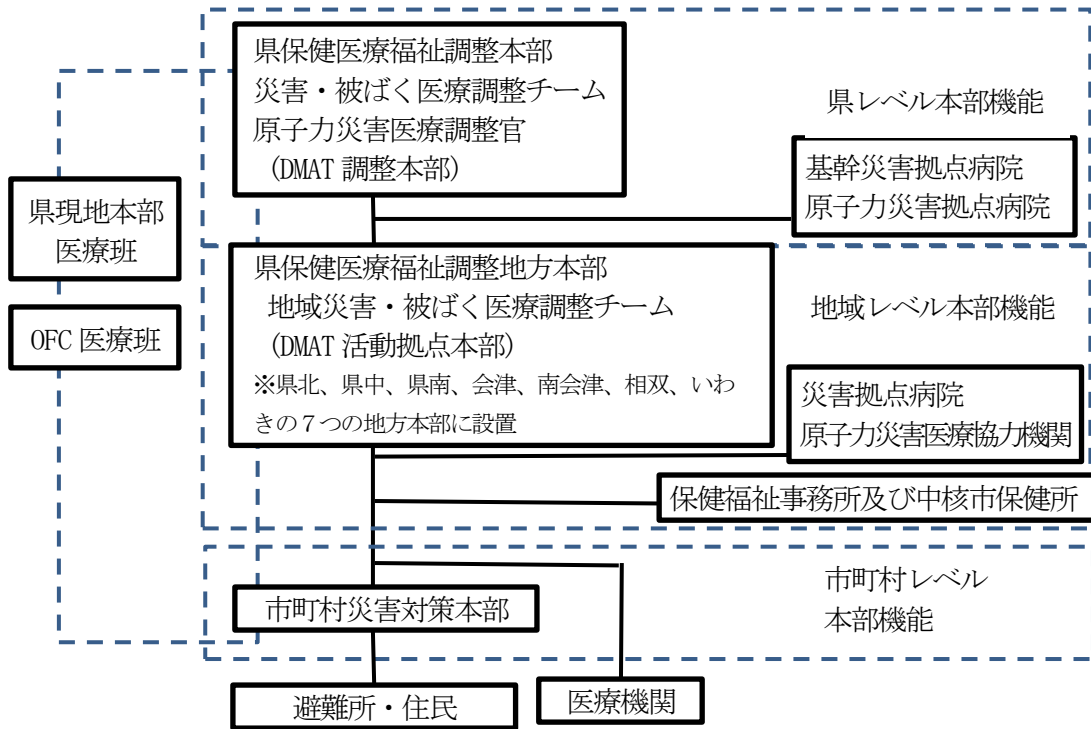
県〔健康衛生総室〕は、受入先市町村長に対し、救護所の設置等に対する協力を要請するものとする。

また、県〔健康衛生総室〕は、必要と認められる場合は、県内外の原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、(独)国立病院機構、国立大学附属病院、(一社)福島県医師会、(公社)福島県看護協会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県診療放射線技師会等の専門機関等に対し、住民の問診や汚染検査等に対する医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

さらに、県〔危機管理部〕は、必要に応じ、陸上自衛隊東北方面総監部に対し、救護所等での応急医療・救護、緊急時の避難退域時検査及び除染活動等に対する協力を要請するものとする。

6 原子力災害医療における指揮系統は次のとおりとする。

なお、派遣要員や連絡体制等については、原子力災害医療行動計画に定める。



*原子力災害医療調整官は、必要に応じて、他の発電所所在道府県等に対して原子力災害医療派遣チームの派遣要請を行い、県内の原子力災害拠点病院等への派遣調整を行う。

**災害・被ばく医療調整チームは、県保健医療福祉調整本部に設置される。

***地域災害・被ばく医療調整チームは、県保健医療福祉調整地方本部に設置される。

7 災害・被ばく医療調整チーム及び地域災害・被ばく医療調整チームの業務等は次のとおりとする。

チーム名	構成員	業務
災害・被ばく医療調整チーム (県保健医療福祉調整本部に設置。)	原子力災害医療調整官 統括災害医療コーディネーター 災害医療コーディネーター補助要員	・情報の評価、関係班への具体的な対応案の提示 ・県内外からの支援派遣の受け入れ ・傷病者及び医療機関等の情報収集
避難退域時検査班		・関係機関との情報共有
救護班	災害時小児周産期リエゾン	・DMA T調整本部の機能
医療中継拠点班	災害医療アドバイザー	・被ばく・汚染を伴わない場合や地域レベ
安定ヨウ素剤配布班	DMA T	

<p>一般医療班</p>	<p>日赤福島県支部 県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県診療放射線技師会 等</p>	<p>ルの資源動員を要する場合の搬送調整等</p>
<p>地域災害・被ばく医療調整チーム (県保健医療福祉調整地方本部に設置。) 避難退域時検査グループ 救護グループ 医療中継拠点グループ 安定ヨウ素剤配布グループ 一般医療グループ</p>	<p>地域災害医療コーディネーター 災害医療コーディネーター補助要員 DMA T 日赤福島県支部 地域医師会 地域歯科医師会 地域薬剤師会 地域看護協会 地域診療放射線技師会 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄地域における保健・福祉・医療・福祉活動の調整 ・情報の評価、関係班への具体的な対応案の提示 ・傷病者及び医療機関等の情報収集 ・関係機関との情報共有 ・DMA T活動拠点本部の機能 ・被ばく・汚染を伴わない場合や地域レベルの資源動員を要する場合の搬送調整等

8 国現地対策本部及び県現地本部との連携

県保健医療福祉調整本部は、国現地対策本部（医療班）及び県現地本部（医療班）と密接な連携を図る。また、原子力災害時の連携体制は次のとおりとする。

なお、派遣要員や連絡体制等については、原子力災害医療行動計画に定める。

態に至らない場合や、平常運転時においても発生することが想定される。

そのため、事業者、消防機関、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関、オフサイトセンター医療班等が連携し、迅速な対応を行うものとする。

(1) 事業者は、発電所において、応急手当、汚染検査等できる限りの除染等を行う。

(2) 汚染が除去できない場合は、汚染拡大防止措置を行い、基本的に原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関に搬送する。ただし、個別具体的な線量評価、臨床所見、検査結果等により、発電所が専門的な医療が必要であると判断した場合は、高度被ばく医療支援センターに搬送する。

原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関に搬送する場合には、事業者は、原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関の長（又は担当医師）に受け入れ要請を、消防本部に救急搬送要請をするとともに、県〔健康衛生総室〕に状況を連絡することとする。

高度被ばく医療支援センターに搬送する場合には、事業者は、県〔健康衛生総室〕に事前に事故及び被ばくの状況とその症状等について連絡し、受け入れる高度被ばく医療支援センターについて県〔健康衛生総室〕の指示を受けるものとする。

その後、事業者と県〔健康衛生総室〕は、受入医療機関（又は受入医療施設の要員の構成機関）の長（又は担当医師等）に受け入れ要請を、消防本部等に救急搬送要請を、それぞれが行うものとする。

(3) 原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関に搬送し、医療処置を行った後、汚染の状況等により、専門的な医療がさらに必要と判断された場合は、高度被ばく医療支援センターに搬送する。

通報連絡等については、上記(2)の高度被ばく医療支援センターに搬送する場合の流れと同様の流れで行うものとする。

(4) 事業者は、被ばく・汚染傷病者を医療機関等に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員を同行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に同行できない場合には、事故の状況、傷病者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を同行させるものとする。

(5) 被ばく・汚染傷病者の搬送終了後、放射線管理要員等や医療機関の診療放射線技師は、搬送車両や使用資機材及び搬送車の着装装備品の汚染検査を実施し、汚染の恐れのあるものは原子力事業者に対して廃棄を依頼する。

2 県保健医療福祉調整本部における住民への対応等

(1) 医療活動の総括・指揮

保健医療福祉調整本部は、原子力災害医療調整官からの専門的な助言を受けて、以下の(2)から(8)について、各チーム等に指示を与え、緊急時の原子力災害医療活動を総括・指揮するものとする。

(2) 避難退域時検査の実施

避難退域時検査チームは、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）、(公社)福島県診療放射線技師会）の支援の下、災害対応のフェーズや対象区域等に応じ原子力災害対策本部が決定する避難退域時検査基準等に基づき、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（状況に応じ、避難輸送に使用する車両及びその乗務員、携行物を含む。）の問診及び汚染検査等を実施し、必要に応じて簡易除染を実施するものとする。

(3) 一般医療の実施

救護チームは、(一社)福島県医師会や(公社)福島県看護協会、日本赤十字社福島県支部等の支援の下、救護所において、また一般医療チームはその所在地において、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

(4) 健康相談の実施

救護チームは救護所等において、健康に不安をもつ住民に対して健康相談を実施するものとする。

(5) 医療中継拠点での避難退域時検査及び医療処置等の実施

医療中継拠点チームは、避難退域時検査場所等における避難退域時検査の結果、除染や医療処置が必要と判断された傷病者等について、簡易除染、傷病者のトリアージ、医療処置等を実施する。また必要な場合は乳児、小児を優先して、安定ヨウ素剤を投与する。簡易除染後における汚染の状況等から、除染も含めた専門的な医療又は放射線障害の専門的な治療が更に必要と判断された場合には、速

やかに原子力災害医療調整官と協議し、原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関に搬送を指示するものとする。

また、19歳未満の者、妊婦及び授乳婦等に対して甲状腺被ばく線量モニタリングの簡易測定を行い、汚染の状況等から、原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターにおいて詳細測定を行うものとする。

(6) 専門的治療等の実施

原子力災害拠点病院は、高線量被ばく・高濃度汚染傷病者の除染や治療、内部被ばく線量等の測定・評価等の専門的な医療活動等を実施するものとする。

また、治療上必要な場合は、原子力災害医療調整官と協議し、高度被ばく医療支援センターへの搬送を指示するものとする。

(7) 安定ヨウ素剤の配布

安定ヨウ素剤配布チームは、保健医療福祉調整本部から指示があった場合は、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

(8) 各保健福祉事務所及び中核市保健所におけるスクリーニング及び健康相談等の実施

県保健医療福祉調整本部による原子力災害医療活動のほか、各保健福祉事務所及び中核市保健所においては、健康に不安を持つ住民のために窓口を設け、必要に応じて健康相談及びスクリーニング等を実施するものとする。

第4 安定ヨウ素剤の服用

1 服用のための準備

県〔保健医療福祉調整本部〕は、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるよう準備を行うものとする。

2 服用の指示

県〔保健医療福祉調整本部〕は、住民等の放射線防護のため、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国の原子力災害対策本部より安定ヨウ素剤の服用の時機について指示があった場合又は知事の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

安定ヨウ素剤の服用の方法は、指針によるものとする。

なお、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、服用不適切者等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。

なお、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、総合的に考えるものとする。

第5 メンタルヘルス対策

原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的变化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、県は、国、市町村、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。

メンタルヘルス対策の実施に当たっては、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する緊急事態応急対策に従事する者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。

第11節 救助・救急・消火活動

第1 資機材の確保

県〔現地本部〕は、市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

第2 応援要請

県〔現地本部〕は、市町村から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、県内他市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

第3 緊急消防援助隊等への応援要請

県〔現地本部〕は、災害の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況、応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市町村への進入経路及び集結（待機）場所

第12節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送の順位

県〔災害対策本部〕は、関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて、次の順位を原則に調整するものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、合同対策協議会のメンバー
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

第2 緊急輸送の範囲

- 1 救助・救急活動、医療・救護活動、消火活動に必要な人員及び資機材
- 2 負傷者、避難者等
- 3 コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材
- 4 合同対策協議会のメンバー（国の現地対策本部長及び県の現地本部長、関係市町村の災害対策本部長等）、災害応急対策要員（現地本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- 5 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- 6 その他緊急に輸送を必要とするもの

第3 緊急輸送体制の確立

- 1 県〔現地本部〕は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- 2 県〔現地本部〕は、人員、車両等に不足が生じた時は、指定地方公共機関に支援を要請するとともに、国に支援を依頼するものとする。
- 3 県〔現地本部〕は、円滑な緊急輸送を実施するため、指定地方公共機関等への要請に当たっては、事故や放射線に関する情報提供や防護資機材の貸与を行うものとする。

第4 緊急輸送のための交通確保

1 緊急輸送のための交通確保の基本方針

警察本部は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に支援するものとする。

2 交通の確保

- (1) 警察本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
- (2) 警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。
- (3) 警察本部及び道路管理者は、交通規制に当たって、合同対策協議会等において現地の交通状況の情報を共有するなど、相互に密接な連絡をとるものとする。

第13節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

県〔現地本部〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保については、次により実施するものとする。

第1 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保方針

県は、緊急事態応急対策に従事する者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、現地本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の緊急事態応急対策に従事する者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

第2 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標

本県における緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量の指標は、以下の表のとおりとする。

区分	線量の上限
被ばくの可能性がある環境下で活動する場合	実効線量：5年間につき100 mSv かつ1年間につき50 mSv
	等価線量 眼の水晶体：5年間につき100 mSv かつ1年間につき50 mSv 皮膚：1年間につき500 mSv
	女性(妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠と診断された者を除く。)
妊娠と診断された女性(妊娠と診断されたときから出産までの間。)	内部被ばくによる実効線量：1 mSv 腹部表面に受ける等価線量：2 mSv
緊急作業を実施する者が、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合(男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性)	実効線量：100 mSv
	等価線量 目の水晶体：300 mSv 皮膚：1 Sv

ただし、緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標は上限であり、県は、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう配慮するものとする。

また、県が指定(地方)公共機関や民間事業者等に対して緊急事態応急対策の実施を依頼する場合には、実効線量で1 mSvを基本とする。

第3 防護措置

- 1 原子力災害対策本部は、関係行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に対して、緊急事態応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとされている。
- 2 県〔現地本部〕は、必要に応じ管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防災業務に応じて、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材を装着させるとともに、安定ヨウ素剤を服用させる等、被ばく線量を低減させるために必要な措置を図るよう指示するものとする。
- 3 県〔現地本部〕は、関係市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

第4 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理

- 1 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、各機関又は災害対策本部ごとに、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査、除染等の措置を行うものとする。
県〔現地本部〕は、関係市町村等各機関からの要請に応じて、被ばく管理を行う人員、防護資機材について支援するとともに、緊急事態応急対策に従事する者の除染等の医療措置を行うものとする。
- 2 県現地本部の要員の緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理は、県現地本部医療班が行うものとする。
ただし、緊急時モニタリング要員については、緊急時モニタリング班が行うものとする。
県現地本部医療班及び緊急時モニタリング班は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に設置される医療班と緊密な連携の下被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。
- 3 県〔健康衛生班〕は、関係市町村等への支援等に要する被ばく管理の要員が不足する場合、高度な判断が必要な場合には、原子力災害医療・総合支援センターに対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

第5 防護資機材の確保

- 1 県〔現地本部〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県の緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための防護資機材を確保するものとする。
- 2 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県〔現地本部〕は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。
また、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする

第6 防災関係機関との情報交換

県〔現地本部〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）等において、国、関係市町村、事業者及び防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第14節 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は、原子力災害対策本部の下に、原子力被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

また、原子力被災者生活支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。

県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等

を対象とする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第15節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに原子力事業者から運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及び専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員することになる。

県は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。

- 第1 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに国、県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとなっている。
- 第2 原子力事業者等は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。
- 第3 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- 第4 事故の通報を受けた最寄りの警察署は、直ちにその旨を警察本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- 第5 事故の通報を受けた福島海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、海上保安部職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等必要な措置を実施するものとされている。
- 第6 事故の通報を受けた県及び市町村は、相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 放射性物質による環境汚染への対処

県〔現地本部〕は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

県〔現地本部〕は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第1 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

第2 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限及び摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県〔現地本部〕は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第4節 心身の健康相談体制の整備

県〔健康衛生総室〕は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、指針に基づき、国及び市町村とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第5節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

第2 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

第3 災害対策措置状況の記録

県〔原子力安全総室〕は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保存しておく

ものとする。

第6節 適正な流通の促進

第1 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第2 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

第1 被災者等の生活再建への支援

県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

第2 相談窓口の設置等

県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

第3 生活再建の推進

県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第9節 復旧・復興事業からの暴力団排除

警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第10節 災害対策本部の解散

本部長（知事）は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部及び現地本部を解散するとともに、市町村に、市町村災害対策本部の解散を指示するものとする。

参考資料：
「原子力災害対策指針」抜粋

表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

6. 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

<p style="text-align: center;">警戒事態を判断する E A L</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備する。</p>
<p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断する E A L</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</p>
<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断する E A L</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。</p>

表3 O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。